

平成22年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

---

議事日程

平成22年9月13日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦務君
10番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君
参事	杉浦護君	環境経済部長	松本和雄君
建設部長	鍋田堅次郎君	会計管理者	鈴木政巳君
教育長	内田浩君	教育部長	牧野良司君
消防長	酒井利津夫君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影を行います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内の写真撮影は許可することに決定しました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしくお願ひいたします。  
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、11名であります。  
議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願ひます。

---

日程第1

- 議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 内田 等君、  
13番 丸山千代子君の両名を指名いたします。

---

日程第2

- 議長（鈴木三津男君） 日程第2、一般質問を行います。  
会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問  
回数の制限は行いません。  
答弁時間も30分以内であります。  
質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願い  
いたします。

それでは、通告順に従ひ質問を許します。

まず、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤宗次君。

- 14番（伊藤宗次君） おはようございます。  
改め通告がしてございます3件について、順次、質問をしてみたいです。  
36年ぶりに、いわゆる新人候補者による町長選挙が戦われ、豊かな行政経験を訴え  
た大須賀一誠候補が支持を得て町長に当選されて、初めて迎える定例議会であります。  
町長選挙で訴えられてきた政策や9月10日の本会議で表明された所信表明などを中心  
に問うものであります。  
まず第1は、所信表明で「一步先の幸せなまちを実現できるように」と訴えられたこ  
とであります。「一步先の幸せのまち」とは、その具体的な内容は何かを問うものであ  
ります。

- 議長（鈴木三津男君） 町長。

- 町長（大須賀一誠君） 「一步先の幸せ」ということで、私はうたっております。現状に  
甘んじることなく、次の幸せを求めて、全員でいろんな施策を実施しながら進めてまい  
りたいという意味でございます。

- 議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君） つまり、その幸せなまちの具体的な内容はないと、現状に甘えずに  
次を目指してということでありまして、私が求めたのは、所信表明で述べられた「一步  
先の幸せなまち」を実現できるようにと。実現できるようにというのは、具体的な目標

なり指針なりがあつてしかるべきの言葉だというふうに私は思う。したがって、あなたの答弁からいけば、「現状に甘えずに次を目指して」と、中身のない話であります。もう少し具体的にということが私の求めた質問の内容であります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 一歩先、いろんな問題、いろんな考え方があろうかと思ひますけれども、私は今までやってきた経験の中から、いろんな行政施策というものを見直しながら、幸田町が幸せになるにはどういう方向が一番いいのかということで八つのことと、いろいろな形で入れさせていただきました。

その中の一つ一つをクリアすることによって、一歩先の幸せといいますか、現状に甘んじることなく次のステップに踏み出すことができるであろうということの八つのことでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、私の質問したことには、正面から答弁されずに、八つのことがその方策だよと、こういうことであります。

次に、「当分の間は町民に我慢をお願いをする」、このようなことも言われております。そうした点で、「当分の間」の当分の期間というのは、どの程度を想定されておられるのか。

それは彼我の力関係もございましょう。しかし、あなたの1期4年間、このスタンスなのか、それとも当分の間というのははるかかなたも当分の間、目先の関係も直前のことも当分の間、それは言葉は幾らでも使えるわけです。

ですから、あなたの逃げ道として「当分の間」という言葉が使われているのか、そうした点であなたの見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 「当分の間」という言葉を使わせていただいたというのは、現在の社会情勢、景気情勢、そういうものが非常に厳しい状況の中にあるということで、当分の間ということで我慢していただかなければいけないかなと。それは、大きなプロジェクトを二つ動かしているわけでありまして、新駅、それから駅前、大きなプロジェクトを動かしている、その状況を踏まえながら、次のステップに進むには、どうしても財源が必要であります。景気が3年でよくなるか、5年でよくなるか、8年かかるのか、推測がつかない状況の中で、景気が浮揚することによって、その期限は切れるだろうというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは所信表明で町民に我慢を強いるんだよと、町民に強いる、主権者住民に我慢を強いるのは当分の間ですよ。当分の間というのは、彼我の力関係でしかない。言ってみれば他力本願、わかりやすく言えばね。景気が浮揚しん限りは、それは浮揚するまでが当分の間であつて、その間は町民に我慢を強いるんだよと。一番の中心がですよ、町民に、主権者住民に我慢を強いると、これが一番のポイントなんですよ。その期間がどうかこうかということもあるけれども、あなたはそういうことを楯にして、我慢を強いることを正当化しようというところに問題があるから、私はじゃあ

その期間はどれだけかと、こういうことをお尋ねしておるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 我慢をしていただくということを申し上げたわけでありまして、現在の状況を把握していただくということによりまして、その意味はおわかりいただくかなというふうに思っております。

それから、我慢をする、要するに今の行政改革、要するに今が一番行政改革をやるにはピンチの状況の中でチャンスということも私は申し上げております。

この中で、町の中の仕事を取捨選択しながら財源を生み出すものがあれば、それを生み出していくということによって、その我慢する期間が短くなって、新たな町民福祉ができると、行政改革を徹底して進めることによって、その期間も短くなるであろうというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもまともに答えてくれないなというふうに思うわけですが、この中で、あなたが言われる我慢とは何を具体的に指すのか。すべからく幸田町が行う行財政すべては、町民に我慢をしてもらおうと、いいこと何もない、一つもないよと、一つもないけれども、我慢せよということなのか、それとも一定の分野に限って、この部分についてはひとつ我慢してくれと、こういうことなのかどうなのか。我慢と言え、すべからく包含をしていく、そういう内容かどうかについて答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） すべからく我慢をということではございません。

私も行政評価ということをおっしゃっております。その中で、新たな取り組みも見出しながら、我慢していただかなければいけないものはいただく、新たに新しいメニューを起こして町民の皆さんに福祉を充実していく、そういう見きわめに一つの行政評価というものを使わせていただくということで考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも上面の答弁しか聞こえてこんなと、こういうふうに思うわけですが、先ほどの答弁の中で、あなたはピンチからチャンスと、こういうことの中で、行革というものを言われました。いわゆる行革、行政改革ということですね。

行革とは、救いの神の手かと、こういうことなんですよ。すべからく、行革と言え、夢のような、あるいは問題がすべて行革によって解決をされていくような、そういうところに陥れていく、それが行革の手法ではないでしょうか。

そういう点から言えば、そもそも行革というものについての町長自身の基本理念、行革とはこういう基本理念のもとで行われるものなんだ。それがあるかどうか。

都合の悪いとき、都合のいいとき、行革と言え、すべて切って捨てられる、これは今日まで、あなたも含めて、あなたの副町長時代も含めて、歴代の町長が行革と言え、免罪符だと、葵の印籠だと、行革だと言え、何でも通っていくと、こういう認識と感覚の上で今日まで行革を進められてきたと、私はそう思っております。

したがって、ピンチからチャンスへと、それはすべて行革の手によるものなりと、こういうことであるとするならば、じゃあそもそも行革という基本理念はどこにあるや、

説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政改革が救いの神かということでおっしゃるわけでありませけれども、改革ということにつきましては、必ず私は痛みが伴うものであろうというふうに思っております。

これは、常に改革が、その中でも痛みが伴うけれども、その中で新たな取り組みをして、それは恩恵を受けるというものも出てくるであろうというふうに思っております。

改革というのが免罪符みたいな形になってというふうな御質問でございますけれども、私は常に改革することによって現状を打破し、新しい知恵を入れて、町民の皆さんに我慢を強いるところはあるかもしれないけれども、次のステップとして明るい先が見える、そういうものが一つの改革のステップだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、それは一般論です、行革のね。行革を推し進めるときに、一般的にそれが使われることがある。私はそういうことを申し上げている。

行革とは、そもそもどういう基本理念のもとに組み立てられて、その具体的な手法が、今、あなたの言われた内容だ。基本理念は何なのかということをお尋ねしているわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 基本理念と申し上げても、やっぱり改革というのは、幸せを求めるための一つのツールだというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、あなたは施政方針の中で「ピンチをチャンスに変えるんだ」と、こういうことをうたいながら、その内容の第1は、「障害者、お年寄り、家庭内介護者のフォローを手厚くし、健康福祉の充実であります」と、こういうふうに書いてありますよね。そうしますと、じゃあその実現への段取り、どんなふうにお考えですか。

あなたの今答弁された内容は、行革によって痛みを伴いますよと。その痛みというのはだれにあるのか。全町民だよと。こういうことであれば、あなたが次に訴えられておる障害者やお年寄りや家庭内介護者のフォローを手厚くし、健康福祉の充実を目指していきますよと、こういうものと相矛盾するものではないですかということなんです。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ピンチをチャンスということで私は大きく掲げております。現在のところが借金も百五、六十億今ありますし、基金につきましても、本当に全部行き先の決まった基金しかない。本当に今は財源的に余裕がない。そういう状況下の中で、いかに私は福祉に回そうかということをお申し上げてまいったわけでありませ。

今おっしゃったように、障害者とか子供とか、そういういろんな者に対して取り組みをするということを言っております。それは、常に、先ほど申し上げたように、行政評価、それから内部の行政改革によって、スクラップアンドビルド、そういうものから生み出す、そういうお金もまたそちらに回していくということと、徹底的な無駄を省いていく、それによって全額がそれで賄えるかどうかはわかりませ。今後の予算査定の中

で十分にそういうものを見きわめながら、来年度の目標に進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、冒頭申し上げたとおり、行革で痛みを伴いますよと、その痛みというのはだれがターゲットか。3万8,000人の町民すべからくターゲットだよと、こういうことですよ、あなた。

そうしますと、あなたの施政方針の二つ目に、「誰もがイキイキ健康に暮らす町」、こういうふううたって、網かけがしてありますよね。そこで、障害者、お年寄り、また家庭内介護者のフォローを手厚くし、福祉医療制度の維持、健康福祉の充実を図りますよと。相矛盾する内容じゃないですか。

ですから、そういう点からいけば、行革で3万8,000人弱ですけれども、すべからく対象だよと。片一方、いや、そういうことじゃなくて、くそ道もあけておくわな、逃げ道も欲しいわなと、こういうことですよ。そういうことでよろしいですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私の申し上げる意図を逆手にとっておっしゃっているので、なかなか私と食い違っておるかと思えますけれども、要は、何かやるにしても、片方は苦しい状況に置かれるかもしれないけれども、全体的の町民の皆さんにはある程度の福祉ができるという、例えば極端な話、道路財源は少しは削るけれども、福祉のほうに回させていただくとか、そういういろんな建物は控えて、そういう予算を福祉に回すとか、そういう取捨選択によって賄える部分はあるのではなかろうかと、そういう考えで申し上げておるところであります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ、私は別にあなたの逆手をとってどうのこうのじゃなくて、あなたが書いている内容に私は大きな矛盾点があるということを申し上げている。その矛盾点の内容を一つ一つやっていかないと、今後4年間、行革だと言えば何でも通っていくと、これがあなた方が今日まで進めてきた行革の手法だと、痛みが伴うのは行革の常なるものなりと、こういう感覚でしょう。あなたは、まさにピンチからチャンスへ変える、その手法は行革なりと、こういうことをうたっているわけですよ。

そうしたときに、3万8,000町民が行革の名のもとに犠牲にされていく、負担を強いられていく、そういう行政を私どもは見過ごすわけにはいかないし、行革によって、その名前によって押しつけられることについても、私は住民の暮らしを守る防波堤として頑張っていかなあかんなど、今、決意をまた新たにしたところではありますが、そうしたことを言いながら、片一方では、社会的弱者という言葉が適切かどうかは知りませんが、先ほど申し上げた内容も、これは手厚くフォローしていきますよということの矛盾点をお尋ねしておるわけであります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は社会的弱者といえますか、そういう方に対しては、最初からそのようなフォローをしていくという考えでありますし、行政改革を徹底的に進める、行政評価を進める、そういうことによって、今まで何十年も、30年も同じことをやっ

ているようなものをもう一度見直して、それは町民の皆さんにお示ししながら、町民の皆さんに御判定いただく、そういうステップで予算も財源も生み出していきたいというふうに考えておりますので、3万8,000人の町民が犠牲になるというような、そういう考え方は全然ございません。少なくとも、町民の皆さんが喜んでいただけるような方策のための痛みを伴っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、あなたの口から、3万8,000人の町民すべからく全部痛みを我慢してもらいますよと、そんなことは言えるわけねえじゃん、口が滑ってもだ。痛みを伴う部分もありますけれども、手厚くフォローするところもありますよと言って、どっちとらずであいまいにして、行革だけは推進をすると、これが今日までの手法ですよ。あなたも、その手法の先兵になって、その仕組みをどうやってつくり上げるかというところで知恵を出してきた一人ですよ。その延長線上の問題だということなんですよ。

ですから、今、あなたが言われた内容で、行革で財源も生み出していくんだよということも言われました。行革で財源を生み出す、その手法は、最も簡単で一定の財源が生み出せる、それは受益者負担論だ。

3万8,000人すべからく行政の受益を受けるものではないと、ごく限られた人間に行政の便益があるならば、それは受益者だと、受益者が受益に基づいて負担するのは当然だと、こういう論法ですよ。

その中で、その受益の範囲だと、受益の範囲とは我慢の範囲だと、我慢せよと、こういうことが言われて、受益者負担という名前で住民の負担と犠牲が強められてくる、これが行革によって財源を生み出す手法ですね。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 受益者負担に入っただけで、そういう質問でございますけれども、私はまだ受益者負担の問題については何も考えておらんところでありまして、私の政策の中でバランスを保つということを入れております。

それは、今、伊藤議員がおっしゃるように、いろんな意味で受益者負担ということでのバランスと、そういう話になってまいりますと、近隣とのバランスだとか、事業、事業のバランス、男女間のバランスとか、いろんなバランスというものを上げております。そのバランスを保つ、余りに幸田町だけが特出してべらぼうにいいとか、悪いとか、そういうものをよく熟知しながら、バランスを保った形のものを考えていきたいと。

今、私は受益者負担の問題については何もまだ考えておりませんが、そういうバランスを保った形のものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただ、具体的な言葉として受益者負担というのはないよと。それは、受益者負担をバランスに置きかえただけの話ですよ。あなたの出した、これは証紙が張ってありますから、選挙期間中のビラ。その中で、「バランスのとれた行政を目指します」と。この五つの一番初めの冒頭に、「財政バランス、無駄を省き、収入、納税とのバランスのとれた財政運営」と、こういうことが書いてありますよ。

それは、確かにここには受益者負担というのは書いていない。書いてないから言っていないということにはなりませんよ。ここのバランスとは何なのか。受益を受ける者と受益を受けない者、そこにどれだけの受益の問題が出てくるのかというのは、それはそろばんを推してはかるべきなんや。バランスが大事だと、バランスが大事だと言ったら、受益者負担というのは住民に押しつけて強制をしてとっていくものなりと、こういうことでしょう。

ですから、この五つのバランスの冒頭に、財政バランスとは、その財政とは何なのか、収入、納税と。納税という問題と収入というところにくそ道があけてあって、収入は受益者負担、これにつながっていくわけですよ、納税じゃないわけですから。

そういうところに、たまたまあなたが答弁の中で受益者負担という言葉は使っていないから、私は今後やりませんよなんていうことが言えるのか。もし、あなたがそういうことで、この質問を逃げ切ろうということをお考えでしたら、明確な答弁がいただきたい。

「私は受益者負担という言葉は使っておりません」と言われましたよね。したがって、今後、受益者負担となるようなことはいたしませんと言えますか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 受益者負担ということで入られて、私はバランスのとれるということは、納税に見合った行政ということで書いてございます。要するに、収入、税収に見合った歳出を行うことによって、バランスのできる行政運営ができるだろうということでお話しております。

今、受益者負担の問題で、今後とも絶対ないだろうなというお話でございますけれども、受益者負担、先ほど申し上げたように、地域のバランスだとか、ほかの事業のバランスとか、そういうバランス的なものをすべて見ることによって、それが受益者負担を今後検討しなきゃいけない状況にもあり得るとい、それは私が絶対やりませんとかということとは申し上げられないと思っています。

それは、そういう地域の状況、それから近隣との状況、いろんなバランスの中に生み出されてくるものだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたは渋々ながら受益者負担を今後もやりますよと、こういうことですよ。ですから、あなたの今までの答弁を聞いていると、いかに言葉でうまくごまかしながら本質をどうずらしていくかと、本質はきちっとしておるわけですよ、財政が厳しいと。財政が厳しいから、我慢を強いる。どうやって財源を生み出すか、住民に負担をかけて、受益者負担の名で住民犠牲を強いると、それはバランスだと。そのバランスは町内のバランスと町外のバランスだと、それは幾らでも使い分けをするわけだ、あなたは。

ですから、少なくとも今までのあなたの答弁でいくと、言葉をどううまく使いながら本質をごまかしながら進めていくかという、そういうことしかうかがえんですという点からいって、私は今後その問題は大変大きな問題になるし、やれ収入だ、納税だという形で、じゃあ収入にしても、納税にしても、法人税は別にしましても、大半は住民が

納める収入であり、税金ですよ。それに見合ったバランスと言って、バランスの内容をもう少し向上せよと言ったら、それは受益者負担というのがついて回るわけです。そういう内容はいかがなものかと、言葉で言いごまかしをするんじゃないで、きちっと対処すべき内容だ。

あなたは我慢を強いると、住民に我慢を強いると言ったときに、我慢の内容は何だと言ったら、いや、いろいろあるわなど、受益者負担は何だと言ったら、受益者負担という言葉は言ってへんよと言いながら、現実に進めておられる内容はそうですよと、こういうことなんだ。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 住民の皆さん方からいただく本当にとつと税金でございます。それを使っていくわけでございますから、それをいかに有効にして使っていかということ、我慢をしていただく場合もあろうかと思えます。

要は、総合計画なんかでもそうでありますけれども、当年度でできないものは次年度ということの約束手形を切った形の計画がつくられているわけであります。だから、そういう形で、私自身も、すぐにも手を出してあげたいけれども、我慢をしていただく。それは1年先か2年先に延びるかもわからない、そういう我慢をしていただくという、そういう痛み、そういうものも一つの私が申し上げている内容でございます、その辺も御理解いただいて、町政の運営をとにかく財源の中身をよく考えながら、町民の皆さんによりよい方策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話を次に進めます。

所信表明の中で、「防災カメラによる全町監視システムを整備」と、こういうふうでございます。

私の知る限りにおいて、この防災カメラは消防本部の近くの観音橋のたもとに設けられた広田川の水位を監視をする、これ主目的なものでありますし、この防災カメラ、これを全町に監視という形で、その視野には入ってこんですよ。そうした点で、全町監視システム、これは何を指しておられるのか。これは、全町に防災監視システムをつくらうと思ったら大変な金がかかるわけですよ。これを明快にしていきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 防災カメラ、幸田町が荻ぐらいまでですかね、今、荻から坂崎、ずっと半分ぐらいしか全体が網羅できない。河川だけじゃなくて、急傾斜、そういう地盤の弱いところ、いろいろ、それから深溝のほう、豊坂のほうにも全然それがもう全体が網羅できていない。それだけでいいのか。システム自体も、今のシステムが最高なのか、またいろいろ検討しなければまずいなというふうに思っているわけです。要するに、水位観測だけで使うのかと、あれだけの高いものを。そうじゃなくして、先ほど言いました防災面で、急傾斜とか、そういうところも考えるべきであろうと、そういうことで私は申し上げておまして、せっかくだいいものを入れたわけありますから、それを全体的に、全町的にうまく使えるような方法も検討したいということで申し上げているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、現在の防災監視カメラ、年間数千万円の維持管理費がかかっているわけですが、この防災カメラが、答弁されるように、町内の半分しかない。山を透視して深溝の状況が見れるかと、山を通して桐山や須美や逆川が見えるかと言ったら、見えへんわけです。

そうしたときに、全町の防災カメラを整備をして大災害に迅速に対応できるようにしますと、こういうことですから、それは新たな設備投資を含めた体制をとらなければ、現在の防災カメラの機能を上げてみたり、あるいは新しい防災システムをつくったとしても、全町をカバーするなんていうのは、衛星でしかないわけだ。幸田町が単独で衛星を打ち上げるのかということにはならんわけなんで、そうしたときに、ここで言われるところの「防災カメラによる全町監視システムを整備し」というのは、どういうことですかということをお尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私自身も、災害時に、うち、池端、あの辺あたりが水没したときに、非常にそういうシステムが本当に、今ですと、夜、暗くなると、なかなか河川が曇っちゃってよく見えないとか、いろんな状況下もあります。現状のシステムが、本当にあれが最高なのか。新たにまた違うシステム、新しいシステムがあるんじゃないかと、そういうものも見きわめながら、全町的なネットワークというものを考えたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に話を進めます。

施政方針は、「子ども達が未来に羽ばたく町」、こういうふう書いてあります。じゃあ、「子ども達が未来に羽ばたく町」というのは、公立保育園の民営化であると、幼保の一元化だと、さらには自宅保育や休日保育などのサポート体制の整備で育児負担の軽減だと、こういうふうにありますよね。

ですので、そうしますと、公立保育園の民営化と幼保一元化、さらに三つ子の魂百までもと、この名のもとに3歳までは保育園に預けず、自宅で保育せよと、それはサポートしましょうよと、こういうことですよ。自宅で保育できるということを強制して、公立の保育園では扱わへんよと、こういうことをあなたは高らかにうたっておるわけです。そうしますと、育児にかかわる環境整備を図り、次世代につなげることだと、こういうことも結論づけておられるわけだ。それは具体的にどういうことなのか。

私は余り脳がないものですから、あなたがあっちで言って、こっちで言って、最後にこちょっとやるなんていう、ぱらぱらの話を最後で落とし込めるといような手法はともついていけんわけですが、具体的な内容を説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 子供たちの問題であります。

私は伊藤議員がおっしゃったことは、非常にちょっと大分逸脱しているなというふうに思っているわけですが、幼保一元化、これは国の施策として、25年までには幼保一元化、こども園ということでの国での整備が進んでいるかというふうに思います。

公立保育園の民営化ということを私は前から申し上げておるんですけれども、民間でもできるものについては民間でやっていただいてもいいのではないかと。それは、前から私も思っておりまして、どうしても官がよくて民が悪いという手法はないというふうには私は思っております。だから、民営化については、これも検討をさせていただきたいと思えます。

それから、ゼロ歳から3歳までの子供の自宅保育の支援ということを申し上げているわけでありまして。それはなぜかと言いますと、ゼロ歳から3歳の子供というのは、一番親の愛情を受けて育たなければいけない世代であろうというふうに思えます。

やはり、家庭の事情で保育園にお預けになって働いていらっしゃるお母様方、随分たくさんいらっしゃるわけでありましてけれども、それでもそれは保育園の保育士が肩がわりしてその子供たちを保育している。しかしながら、自宅で保育されているお母様方については、非常に孤独な問題が発生してくるであろうと。

要は、自宅保育をするための巡回保育士的な、そういう方を、一種の保育ママ的な要素も持った方でありましてけれども、そういうような方に回っていただいて、保育のいろんな問題点等々を相談しながら愛情たっぷりの子供を育てていただくと、そういうことを思っております。

だから、私自身が伊藤議員のおっしゃったような考え方で行いたいというふうには言っているわけではないわけでありまして、この辺の内容をしんしゃくいただきたいというふうに思えます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、あなたの独断と偏見だな。

保育園の民営化の関係は、もう既に結論が出ているわけです。保護者の関係も、あるいは関係者も含めて、民営化はだめだよと、こういう結論が出ているときに、わしは前から言っとるわと、そういうのを強権政治と言うんだ。

それとあわせて、「民間にできることは民間に」というのは、小泉の手法ですよ。小泉・竹中ラインによって構造改革、規制緩和、三位一体の改革と、この言葉で、もう少し言い方を変えれば、美辞麗句で、実態を見ずに、今日の日本の根幹をぐちゃぐちゃにしちゃって、はい、さよならで、過去の人になりつつある。そうしたことの後始末、大変な状況ですよ。その言葉は何なのか、民間にできることは民間でせよと、民間でやれば上等だと。だったら、公なんか要らんですよ。あなたも民間で結構だと。

公務員がそこに住む住民の負担によって財源がつけられて、そこで住民のためにやる仕事、それが「民間にできることは民間に」だったら、町長以下みんな民間で、臨時雇いも含めて、やればいいんです。

もっともらしい言葉を使いながら、公的責任は放棄をしていく、こういうところに「民間にできることは民間に」という言葉の内容の真意がそこに示されているし、あなたのまさに独断と偏見が今示された。

3歳までは、ここにあるように、あなたの政策ビラにもありますように、「三つ子の魂百までだ」と。

そうすると、ゼロ歳から3歳まで保育園に預けている子供は愛情を受けておらんのか。

四六時中、親子がべたっとくっついていろんな問題を起こしているわけですよ。四六時中、親が子供にべたっとくっついていないと愛情がないなんていうのは、あなたのまさに独断と偏見ですよ。ゼロ歳から3歳まで、それは集団の中で心の発達が保障されるからこそ、集団保育の大切さというのがうたわれている。

確かに、四六時中、べたっとくっついていない。くっついていないけれども、くっついている時間は短いけれども、その短い中で濃縮された愛情があるからこそ、今日まで来ておるわけです。

あなたの論法でいけば、3歳までの保育をやっている子供や親も、みんな愛情に欠けた人間だと、こういうところに結びつけるわけです。そんなことは伴わん。

それを口実にして、幼保の一元化だとか民営化だとか、あるいは3歳までは自宅保育なりと、そんな論法がまかり通るのはどうもならん。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 保育園の問題について、民営化については結論が出ているというお話であります。私は、当然、福祉部長をやっていたときに、その内容については、私も熟知している状況であります。

しかしながら、その中にも民間の保育園・幼稚園から来ている方がいらして、「なぜ悪いんですか」というお話も随分ございました。

私は、それは今、この時間の中で伊藤議員と論戦をするつもりはございませんけれども、要は、豊橋市みたいに民間保育所がほとんどですね、そういうところもいろいろあります。だから、民間が悪いということではないというふうに私は思っております。

それから、ゼロ歳から3歳の方について、私はそのようなことを申し上げたんじゃないで、家庭にいらっしゃる方のお母さんの支援をするためのことを申し上げたんで、ゼロ歳から3歳の方を保育園に預けたらそれがいけないようなことをおっしゃったんですけれども、そういう意味で申し上げたのではなくて、自宅にいらっしゃる方についても、そのようなフォロー、支援をしていったほうがいいんじゃないかということをお願いただけでございます。

いろんなことを申し上げられたんですけども、私自身はまだいろいろ検討する余地のあるものは大いに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はあなたが言った言葉の中で、「民間にできることは民間に」という、その危険性を指摘したわけですよ。

民間の保育園がいいの、悪いのなんていうことを言っておるわけではない。あなたの論法は、そういうところに民営化の筋道を立てて、そこへ追い込んで逃げ込もうという虎視眈眈としたねらいがあるから、私はそれを批判しておるわけです。そうしたときに、話をおかしなほうに持って行ってごちゃごちゃにしないように、質問者にきちっと向き合って答弁がいただきたい。

次に話を進めます。

そうしたときに、あなたは健全財政だと。健全財政というのは、聞こえがいいですよ。聞こえがいいけれども、そうした内容が安定した行政サービスの維持ということと言っ

ておられる。安定した行政サービスの維持というのは、公立保育園の民営化とは矛盾しませんか。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 民営化というものを健全財政、安定した行政サービス維持と、それと相反するというようなことをおっしゃっているわけでありませぬけれども、健全財政、今の税収の落ち込んでいる中の健全財政を維持するためには、決められたと申しますか、その中でも一つでも新しいものを見つけながら、そういう行政サービスをしていくということであろうかというふうに思っております。

民営化についても、一つは、これは新たな手法としての考え方でありませぬので、健全財政といえますか、そういう新しいツールを模索しながら進めていくということ考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、安定した行政サービスの維持、それから健全財政、こういう二つの対比をしながら、あなたがこれを書いているわけですから、あなたが言っている内容が、じゃあそういう二つの問題と保育園の民営化の政策と相矛盾しませぬかと、こういうことをお尋ねしているわけですね。そうしたら、新たな手法でやっていくんだよと。新たな手法とは何なのかということになるんだ。

したがって、あなたの健全財政とは、言葉として、字面として聞こえがいいけれども、その内容は安定した行政サービスの維持とも言われるけれども、実態としてはちぐはぐな面が多過ぎませぬかと、こういうことを申し上げている。

そうした点で、もう少し違った観点からお伺いしますが、必要な事業は推進をし、見直すべきは見直すと、こういうことも言っておられますよね。そして、福祉対策には格別の思いがあり、いろいろな角度から事業の見直しもしていきますよと、こういうことも言っているわけだ。

そうしたときに、必要な事業はどういうことを指して必要な事業と言い、見直すべき事業とはどういうことなのか、まずその点から明らかにしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 必要な事業は推進し、見直すべきは見直していくということは、用はスクラップアンドビルドそのものだと思っております。

いろんな事業、福祉事業、それからいろんな土木事業、いろんな問題がたくさんございます。そういう中で、必要な事業といえますか、タイムリーに今すぐやらなきゃいけない事業というものは、すぐやらなきゃいけないでしょうし、少し手法を変えたほうがいいんじゃないかというようなものについては、見直しをしていくというふうに思っております。

福祉サービスにおきましても、そのような形で必要なもの、そうでないものというものをよく見きわめながら進めていくと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、必要な事業は、あるいは見直すべき内容もまだ定かではございませんよと、要は、今後十分詰めた内容をやっていきますよということで逃げてお

られるわけですが、要は、時代や情勢が変化したら、それに合わせて変えていきますよと。非常に言葉はスムーズかもしれない。もう少し私なりに変えていけば、その時々気分・感情でころころ変えていきますよと、こういうことなんです。そのために、住民がそのはざままで犠牲になり苦しんでいく、これがあなたの言う必要な事業であり、見直すべき事業の内容だというふうに思います。

もう時間も限られてきたもんですから、次に移ります。

2件目の市町村合併の関係であります。この関係は、部内資料で、今すぐの合併は考えておりませんよと、こういうことを言っております。今すぐの合併は考えとらんけれども、時が変われば考えていきますよと、こういうことなんです。片一方で、愛する我が幸田町なりと、愛する我が幸田町は今では考えておりませんよ、合併はね。

ということは、行く行く情勢が変わってきたら、自立のまちなんかどうでもいいんだ。愛するまち、それは合併しちゃったら、愛するまちなんか、幸田町の地図から消えていくわなと、こういう感覚ですよ。

今すぐは考えておりませんよということは、近い将来か遠い将来か知りませんが、情勢が熟せば行きますよと、こういうことなんです。そこに我がまちが、あなたの言われる、愛する我が幸田町が自立を目指していきますという言葉がない。なぜ言えないのか。これもくそ道がある、逃げ道がある。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 市町村合併の問題については、前から前町長からもいろいろ取りざたされているところがございますけれども、私は申し上げたように、今すぐ合併する考えはございませんということは、随時、選挙活動の中で申し上げてきています。

それはどういうことかということでございますけれども、私は、これも選挙活動の中で申し上げているのは、幸田町に置かれた行政水準の位置はどの辺にあるのかと、行政水準はどの辺にあるんだと、それが一番私は気になっておるところであります。

岡崎や蒲郡よりも、例えば一つの事業において、岡崎・蒲郡は1人2万円もらっている、幸田町は5,000円だと、そういうようなものがあるのかないのか。幡豆3町は西尾市に合併されるんであれですけども、岡崎・西尾・蒲郡、近隣でバランスのとれた行政をしようとしたら、そういうものもしっかり検証して、幸田町の行政水準がどの位置にあるのかということをおは一番根底に置いて合併問題は語らざるを得ないだろうというふうに思っています。

要は、病院、それから火葬場、ごみ処理場、それから汚水処理場とか、そういうものはすべて近隣にお世話になっているわけでありまして。その中で、幸田町が幾ら財源が潤っているからと言っても、キャパ的には岡崎の10分の1であります。

そういう近隣等の絡みを考えた中で、全部自前で私どもが全部やっているのなら、一人前としての話はできるであろうというふうに思っていますけれども、そういうものを検証しながらいきたいなというふうに考えています。

私も、広域連携、広域行政ということについては、連携を深めながらお互いを近隣市町村とうまく連携しながら、出すものは出して、近隣とうまく連携を深めて行政をしていきたいというふうに考えております。

将来、今、最低でも30万とかという、そういう都市、それとも政令指定都市になるような都市というのが考えられておりますけれども、大きな波が必ず来るであろうということを予測しております。それをもとに、一応、近い将来というものを考えた中で、いろいろ危惧するところがあるということで申し上げておきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 行政水準だと、一つの基準は30万だと、30万に満たない人間が30万と同等の背伸びをしたら、疲れちゃう、くたびれちゃう、だから合併だと、こういう論法ですよ。

今上げられた、病院だ、火葬場だ、ごみ処理場だ、汚水処理場だと、こういう中で、幸田町として何ともできんというのがごみ処理です。病院ですよ。

しかし、ごみ処理は、岡崎にさんざんいじめられて、詳しいことは申しませんが、それはダイオキシンをなくすだけの焼却場を幸田町がつくれと、それは無理だと、私も認める。

岡崎市民病院、いらっしゃい、いらっしゃい、幸田さん。火葬場、あいちゃつとるので、どんどん使ってくださいよと。下水の汚水処理場、何でもほかの市町に世話になつとる。みんな正当な負担を出している。公共下水道の蒲郡の問題、あるいは後は流域下水道ですよ、幸田町は。流域下水道で岡崎に世話になつとるか、県の負担のもとに、県の事業のもとで、流域下水道に本管をつないでおるだけであって、ほかの市町に迷惑をかけていると、そんなことを言っていて、幸田町は自立しとらへんから、当面はこれで頑張っていくけれども、行政水準が違うからと、当たり前の話なんだ。

そういうところに逃げていくから、自立のまちという、自立していくんだと、後の情勢は変わってきますよ、そんなものは当然のことですよ。情勢は常に変化し、発展をしていく。そのときに、自分の足場がきちっとしていなくて、軸足がきちっとしていなくて、今すぐは考えてはおらんけれども、行く行くは大きな問題が来たときには、それはころっと行っちゃうわと、行政水準、そんなもの岡崎の10分の1の人間が、ちびが偉そうにことことことこと言っただけで、限界があるわなと、こういうことなんです。

だから、そこに括弧した、あなたが「愛する我が幸田町」と言うならば、なぜ自立という基盤の上に確たる信念を貫かないのか、ここに答弁を求めたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私は「愛するまち幸田」ということを言っています。それは、いささか何の変わりもございません。

自立のまち、確かにそのような形で、私も選挙期間中も申し上げていたのは、持続可能なまちづくり、これは同じ意味を解していただいて結構だと思いますけれども、そういう話で進めてきております。決して、私は幸田町をすぐ合併に持っていくと、そんな気持ちは一切ございません。ただ、そういう社会的現象もとらえておかなきゃいけないだろうということを申し上げておる。本当に、幸田町が持続可能で、このまま行けるといことが一番いい、顔の見える行政がやれることが一番いいだろうと、それを私は痛感いたしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も常々申し上げているけれども、幸田町は手のひらに入るまちなんですよ。手のひらに入るということは、住民の顔が見える、暮らしが見える、台所が見える、だから幸田町はすばらしいんですよ。30万人もおったら、自治体の名前さえもわからへんのやけど、ここだけなんか百数十もあるわけだ、町内会、200戸を超えておるわけだ。

時間がないんで、後は開発の関係ですが、9月1日は「防災の日」でした。この日に、NHKスペシャルで都市水没の危険・危機という実態が放映をされました。その中で言われたのは、開発優先で都市は水害に対し無力になった。その姿を放映しておりました。

御承知のように、一雨降れば1億円の被害が出ると、こういうことですが、あなたの政策やビラを見まして、従前と同じように開発もやりますよと、暮らしの支援もしますよという、またさきの状況であり、時間が切れちゃたんで、そういう点をきちっとしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 最後に、自立のまちということで、顔の見える行政については、伊藤議員と一致をしたというふうに思っておりますけれども、そういう開発の問題につきましても、全体をよく見ながら、新駅、遊水地の問題、いろいろございます。河川改修の問題等もございます。そういう大きな災害が出ないようなことで考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

---

再開 午前10時08分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、大須賀好夫君の質問を許します。

11番、大須賀好夫君。

○11番（大須賀好夫君） 議長のお許しを得まして、さきに通告してあります町長の政治姿勢と公約実現性の確保と、その具体化について、順次質問をしてみたいと存じます。

質問に入ります前に、まずは本町のさらなる発展と住民生活、福祉向上に志を新たに、重大な決断と決意をされ、このたびの激戦の選挙戦を勝ち抜いて新町長につかれましたことを心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、大須賀新町長を迎えて就任後初議会となる、この9月定例会において一般質問ができますことは、私にとりましてはこの上もない大きな喜びでいっぱいあります。

そこで、私が今から行います質問内容につきましては、町長御自身が選挙戦で訴えてこられた抱負と考え方、そして今後進めていこうとされる施策の方向性など、この議会という公式の場において示していただければ、最も大切であると要望するものであります。

それでは、順次、質問内容に入っていきますが、新町長におかれましては、昭和50年6月、本庁に入庁されて以来、35年間、町職員として経験され、幸田町の行政の

歴史は十分掌握され、また幸田町が置かれておる現状はだれよりもよく認識されていることと存じます。

幸田町にとりましては、以前のような右肩上がりの行け行けどんどの時代は終わりました。辛抱と耐え忍ぶ時代に入ってきたと言っても、決して過言ではないと考えております。

しかしながら、行政も町民も落ち込んでいる場合ではございません。この難局を打開するためには、何事も常にチャレンジしていかなければなりません。ない物ねだりをするよりも、あるもの探しを実行し、3万8,000人の町民のかじ取り役として、大いに手腕を発揮していただけることが最も肝要であり、必ずや発揮していただけることを確信いたしております。

そこで、第1点目の質問ですけれども、荒れ狂う海原に立ち向かう小型船「幸田丸」には、毅然とした羅針盤、すなわち政策の方向性が確実なものでなくてはなりません。豊富な経験から学んだ誠実で豊かな取り組みが最も必要であります。国の政権交代、交代後の国政は、権力闘争に終始し、政治施策不況と言うべきではないでしょうか。この間、株価は下がり、現下の経済情勢は一段と悪化し、地方財政についてよほどの不退転の決意がなければ乗り越えられないと私は考えております。そこで、新町長の決意と創作的な行財政運営について、まずお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどは、大須賀議員からちょっと過分なおほめをいただきまして、大変恐縮でございました。

まず、1点目の創作的な行財政運営についてということでございますけれども、これまで行政に携わって35年を経過しているわけでございますけれども、常に愛する幸田町、一歩先の未来を描いていきたいと。特に、現在厳しい情勢の中で、行政改革等々、先例の踏襲主義を改めまして、事業の必要性を検証し、事業仕分けをし、だれもが安心できるまちをつくっていきたいというふうに思っております。

私の改革の柱が八つのことと、その一つに「行政意識の向上」とか「サービスの徹底施策」が載っております。財政運営を重視しながら、IT化を推進させて、行政サービスを充実させながら事業を推し進め、見直ししながら、清潔で機動力のあふれる町政、確かなバランスの上にクリーンで誠実な力、確かな力ということで、町政を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 今、町長は、「毅然とした態度と確かなバランスの上にクリーンで誠実な町政を築く」と申されました。私も、誠実な力、確かな力を信じていきたいと強く今思ったところであります。

先ほどから申し上げておりますが、今日の地方財政は、厳しいという状況などづくりに通り過ぎた感じがいたします。

家庭に置きかえてみれば、まさに待望生活、昔、このような言葉がありました。「欲しがりません、勝つまでは」の心境ではないでしょうが、行政はそのようなことを言うてはおられません。町民から負託を受けた以上、財政状況が苦しくとも、選挙戦で掲げ

た課題は着実に進めていかなければならないと私は考えております。

しかし、財源は湯水のごとくわき出てくるものではありません。いかに無駄を省き、効率と効果を重視した行財政運営を行わなければなりませんし、そのための汗と知恵を絞って、職員が一丸となって生み出さなければならぬときではないでしょうか。社会経済情勢が厳しい中、公務員だけの甘えは許されません。全体の奉仕者として誇りを持って、常に住民サービスに努めることが必要であります。

大須賀町長は選挙公約の中で、事業仕分けの徹底や子育て支援、住民サービスのための総合窓口の設置など、行政刷新、行政改革等を掲げておられますが、例えば一例として、行政は最大のサービス産業であるとも言われております。

行政が最大のサービス産業であるならば、主権者である住民の苦情・要望を庁舎内で待って聞くというのではなく、サービス業の従業員が出向いていって要望を酌み上げるという姿勢も大事ではなかろうかと考えております。

何事も、言うはやすし、行うは難しであります。町長のお考えをお聞きすると同時に、ワンストップサービスの総合窓口、まことに結構な提案であると思っておりますが、県内でこのような実施をしている市町があるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政もサービス業だから、御用聞きをすべきじゃないかというお考えかというふうに思います。

行政は最大のサービス産業、確かにそのとおりでございます。現在では、一定のルールを持って区長さんが各地域の御要望をまとめていただきまして、そういう形が一応でき上がっているかと思っております。

私どもが各地に御用聞きに伺うということについても、いささか四六時中そのような形を構築するのもなかなか難しいというふうに思っております。

私は、今、各地区の懇談会といいますか、地区の各学区だとか行政区の懇談会みたいなものを従来からも続けて、前任の町長も続けておられるわけでありましてけれども、私はあのようなかたい感じではなくて、もう少しやわらかく、サークルだとか、各種団体、女性グループだとか、そういう皆さん方ともっとフランクな形でいろんな行政情報とか御要望を流していただけるような方法ができないかなというふうに考えております。

どうしても、公民館、老人憩いの家で、区長さんを初め町会議員の皆様方がお並びになって、私ども職員が一定並んでやる、その会合よりも、もっとフランクに話ができる、そういうものも一つ考えたいなというふうに思っております。

それから、もう一つは、前々から気になっているわけですがけれども、私も昔、安城市に視察に行ったときに行政連絡員さんというのがいるわけでありまして、要は、お金をかけないで行政連絡員さんみたいなものをつくるとするならば、そこ出身の職員がその地域の情報と申しますか、役員会、大体、区の役員会は一月に1回ぐらいあろうかと思っておりますけれども、そういうところに参画して、その地域の皆さんの御要望等も聞いて持ち帰ってくる、そういうようなこともあわせて町とのパイプ役としての職員といいますか、それも一度検討したいというふうに思っております。

とにかく、地域の皆さんの御要望は十分聞きながら、しかしながら御用聞きに行って、

あれもこれもと全部聞いて、それが全部ができるわけでもない。その中からプライオリティの高いもの、そういうものを出して、その中の一つでも実現できればいいかなというふうに思っております。

それから、ワンストップサービスの関連でございますけれども、現在、一番早いのが、この6月にスタートいたしました蒲郡市が一番早いかなというふうに思っております。全体のものについてはちょっと私も承知しておりませんが、そんなに多くはないはずだと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 今、町長が言われました、前町長は住民対話集会なるものを計画されまして、住民の意見を聞き取るというようなこともされたわけですが、今、町長のお話を聞くと、もっとフランクで、皆さんがもっと気軽に対話できるものでいきたいというようにお聞きしたと思っております。

次の質問に移りたいと思いますが、広域行政についてであります。

前回の町長選挙は、近隣の岡崎市・蒲郡市、そして西尾市とも、幸田町の行方を左右する大事な選挙でありますので、大きな関心と幸田町の動向について注目されていたことは間違いありません。

そこで質問でありますけれども、広域行政であります、すなわち町村合併であります。私はちょうど1年前、昨年9月議会の一般質問で、前近藤町長に、この市町村合併の考えについて質問をいたしました。近藤町長からは、「避けては通ることができない問題ではあるが、直ちにその方向に進むということは現時点では考えていない」との答弁でありました。

御承知のとおり、西尾市と幡豆郡3町では、来年の4月、合併に向けて一歩一歩進められておりますが、そうしますと来年には西三河でただ一つの町となります。西三河でただ一つの町、幸田町になりますと、これは私の憶測でございますけれども、国・県に対する権力は弱まり、要望もなかなか従来のようにいかなくなると心配も懸念しているところでございます。

町長選挙で相手候補は、どこかで聞いたことのあるような話、「小さくてもきらりと光る自立したまちづくり」を、まことに耳ざわりのいいお話をいたしておりましたし、町長自身も現段階での市町村合併については反対というものの、「町民の意見を大切に、慎重に進める」と、態度は明らかにされておられません。

しかし、今日、幸田町が抱える広域行政については、ごみを初めし尿、火葬場、医療、そして消防と、一段と複雑・多様化になってきております。

自分のまちは自分のまちで対処するという自立ができれば、それに越したことはありませんが、もちろん私も市町村合併を積極的に推進しているものではありません。市町村合併が100%すぐれた対処施策とは申せませんが、私はそれほどにこれからの行政を推進していくためには、広域連携サービスを展開していくためには、広域行政というのがキーポイントとなり、一段と重要視が増えてくるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

そこで質問ですが、新たな行政サービス等を創作していくために、自立と町村合併と

いう手段も含め、近隣や関係市町と協議していかれる御意思があるのか、お聞きしたい  
と思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 合併の問題でございますけれども、先ほども伊藤議員にも申し上げたとおり、現在、私は早々合併する意図はございません。あくまでも、先ほど申し上げたように、近隣とのバランス、いろんな面を精査しながら、幸田町の行政レベルの水準がどの程度どこにあるのかということを検証をさせていただくというように考えております。

その中で、いろいろ私も8つの柱の中で、いろんな広域行政の推進、いろいろやっ  
ていくというふうに書いてございますけれども、幅広く町民の皆さんといろんなデータを出した時点で、皆さんの御意見をいただきながら検討させていただいて、最終的には町民の皆さんにどうするかについては決めていただくような方向でも、また議会とも調整しながら、そういう市町村合併については検討を進めて、そういう状況になりましたら、進めていくということになろうかと思っております。

隣接や関係市町と協議されていく意思があるかという今の御質問でございますけれども、私自身、私のほうからそれを出していくつもりは今のところはございません。近隣の皆さんがお越しいただくかどうか、それもわかりません。私は現在のところ、まず今、この一番大変厳しい情勢の中で幸田町をいかにしていくか、それがまず第一でありまして、それを精いっぱい行って、近隣とのバランス、将来的なものについては、今後、比較検討をさせていただくと、そういうことでいきたいというふうに思っておりますので、私から近隣の市町村に対して合併問題の話をするということにつきましては、現在のところは考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 私は前に町村合併の平成大合併といいますか、そのときにちょうど議長をやらせていただいておりますして、各ところの町の議員さんにお聞きしまして、その後、またお会いして話をしますと、ほとんどの方が合併をして損をしたと、しまったというのが本音ではなかろうかと、かように思っておりますので、今、町長が申されました、私も申しましたけれども、慎重に進められるのが一番ベターではないかと、かように思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきますけれども、先ほどまでは、町長の対外的な今後の施策の進め方についてお伺いをしてまいりましたけれども、次の質問は、本町の庁舎内の組織の統一について質問をさせていただきます。

財政的な現状については、先ほど来申し上げてまいりましたけれども、国においても、地方においても、無駄の削減は財政再建の一丁目一番地として、事業仕分けとして推進されているところであります。

新聞報道によりますと、町長は徹底的に無駄を省く、そして改革の具体策として、事業仕分けの徹底を上げておられました。しかし、行政の無駄はお金だけの問題ではなく、行政を推進する側の行政組織の現状にもその一因があるのではないかと考えております。

例えば、本町におきましても、縦割りとか縄張りとかというところを改善していかな

ければならないと私は考えておりますが、簡単な例を申し上げますと、道路一本のことにつきましても、これは都市計画だよ、これは土木だよと、これは土地改良だよと、各部署を回されておるのが現状であるかと思えます。公園等の管理につきましても、同様であります。まさに、縦割り・縄張りの弊害のあらわれではないでしょうか。

最近におきましては、高齢者の行方不明に端を発し、年金の不正受給など、役所としての職務怠慢も指摘され、批判されているところでもあります。これは、まさに縦割り行政の弊害から起こった典型的な事例ではないかと私は考えておりますが、その点、いかがお考えでしょうか。

そこで、本町においても、第9次行政改革大綱により取り組まれているところがございますけれども、今回のような事件をきっかけとして、再度、役場の組織機構を再点検し、機構改革を含め、総見直しを行う考えがないか、お考えをたずねます。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政改革ということでの役場の組織機構を再点検ということでございますが、機構改革を含めて見直しをしたらどうかという御提言でございます。

組織というフォーマルオーガニゼーションといいますか、直列組織そのものにつきましては、組織というものは、そもそも仕事がしやすいものでなくてはならないというふうに思っております。

そのためには、通常と同じ組織でずっとそのまま10年も20年もやっているということ自体もおかしな話でありまして、新しい時代、その時代によって組織というものは変わってくるものだろうと思えます。

大手のソニーさんなんかに行きますと、一年一年組織が変わっていると、そのぐらい効率のよい組織体制をつくられる。行政ではなかなかないわけでありまして、現在におきましても、垣根を越えたと申しますか、課の中で垣根を越えたと、一つのグループ制というのも今現在とっておるわけでございます。

これが従来の係制と余り大きな変化がないんじゃないかという御指摘もいただいておりますけれども、うまく機能していないとするならば、新たなものも構築しなければいけないだろうと思えます。

それは、その一つの部の中の横の連携といいますか、そういう問題、それから庁全体の大きな組織としてのPT、プロジェクトチームの問題、そういういろんな意味で幅広い行政組織を検討しなければいけないだろうというふうに思えます。

例えば、ワンストップサービスを構築するということになりましたら、福祉部だけではいけないわけでありまして、総務部、福祉部、それから水道の関係だとか、町営住宅の関係だとか、そういう関連するお客様がいらして、そこで1カ所で済ませるような事業を組む場合については、そういう新たなPTを作成することによって、大いに職員の出せるんじゃないかという気がいたします。

それから、全庁的な組織体系も、要するに新しい時代のニーズといいますか、新しい仕事をやるニーズのためにつくるわけでありまして、この辺も慎重に検討をして、職員の仕事のしやすい組織体系を考えさせていただこうかというふうに思えます。

職員の出せるような組織を検討させていただくということをお願いしたいと

思います。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 今、町長が言われました、少しでも町民に喜ばれる施策を考えていきたいということでございますので、特に要望をしておきます。

町長選挙で掲げられました「8つの誠」、「誰もがイキイキ健康に暮らす町」「災害に強い町」「子ども達が未来に羽ばたく町」、先ほどお伺いいたしました広域行政の推進、行政意識の向上、サービスの徹底等、利にかなった施策ばかりであります。8項目すべてをお聞きしたいということが私の気持ちでございますけれども、町長も就任後まだ日が浅く、的確な答弁に無理があろうかと察し、一部を抽出してお尋ねをしたところであります。

町長が船出される今から4年間の航海は、大浦町政や近藤町政の時代のように、余力ある行財政運営は困難であると私は思いますけれども、あるかもしれませんと言ったほうが正しいのかもしれませんが、選挙戦で掲げられた確かな力、誠実な力で、3万8,000人の町民が夢と希望を享受し、内外の自慢、誇れるまちづくり、大須賀新町長の言葉をかりれば、ほっとする幸せなまちづくりを展開していかれるのではないかと大いに期待するものであります。

最後に、大須賀新町長のお考えを力強くお願いし、私の質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町長選で私が「8つの誠」ということで皆さんにお示しをしてきた内容について今お話しいただいたわけでありましてけれども、内外に誇れるということも一つでありますけれども、住んでいる幸田町民が住んでいることに対して一つでも満足いただけることが一つの方策かと思っております。住んでいる人が幸せをどういうふうに感じてくれるのか、それが町民の皆さんのお心の中にあるかと思っておりますので、幸田町民の夢と希望と申しますか、そういう選挙公約をやったわけでございます。この「8つの誠」を何とか実行するように努力をしまいたいというふうに思っております。

住んでいる人が満足するようなまち、幸せなまち、ほっとするまち、そういうものを構築するために、私だけではなくて、私のバックにおります職員がまちをつくるわけでございます。町民の皆さんから負託いただいた内容につきましては、職員がいろんな施策を考えながら、幸田町の幸せのために頑張ってくれることを期待して、今後とも頑張っておってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀好夫君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時43分

---

再開 午前10時53分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野千代子君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

まず、大須賀町長、8月22日町長選、町民の多くの支持を得られ当選されましたこと、おめでとうございます。初議会定例会であります。大須賀町長からはさまざまな前向きな答弁をいただきたいと思いますと思っております。

まず初めに、健康対策でございます。

住民の健康管理の意識を高め、また経済的負担を軽減するために質問してまいります。

日本人の約3人に1人ががんで亡くなると言われ、死亡者は年間約30万人以上に及び、1981年以来、死因の第1位を占めております。超高齢社会を迎え、がん対策は住民の生命と健康を守るために喫緊の課題であり、がんは何と言っても早期発見・治療が重要となります。ところが、日本の検診受診率は2割程度にとどまっていると言われ、これが大きな課題でありますし、また急増する医療費を抑制する上でも重要と言われております。

こうした背景を踏まえまして、2007年6月、がん対策推進基本計画が策定され、その柱として、がんの検診受診率を2007年度から2011年度までの5年間で50%以上とする目標も掲げられました。その期限まで1年半となり、残された時間は少しでございます。

そんな中、特に女性特有のがんが若い女性に急増していることから、2009年、子宮頸がん・乳がんの検診無料化が実施されました。日本対がん協会が無料クーポン配付で受診者数の拡大にどの程度効果があったか調べたところ、2009年度の乳がん・子宮頸がんの検診の初回受診者は、2008年度比で乳がんは1.49倍、子宮頸がんは1.81倍増加していることがわかり、「無料クーポンが受診率向上への大きな一歩になっている」と報告をしております。

本町は、クーポン配付で前年度比どのぐらいの受診率が向上したのかをお伺いいたします。

あわせまして、本町は今年度は無料クーポンでの検診が継続しておりますが、乳がんは40歳から60歳までの5歳刻み、子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻みの検診となっているため、5年間継続して初めて平等となります。次年度以降も継続していくべきであると思っております。これは、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 町長にお尋ねの部分を除きまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、女性特有のがんの受診率関係等でございます。

議員おっしゃられますように、子宮頸がん、それから乳がんにつきましては、それぞれ5歳刻みで検診を行っておるところであります。

それで、こちらにつきましては、21年度につきましては、国の補助事業で実施をさせていただきました。

先ほどの御質問の中では、乳がんは1.49倍、子宮頸がんは1.81倍の増加だと、こういうことではございましたけれども、幸田町におきましては、子宮がんにつきましては、前年度対比で9.7%、乳がんにつきましては、前年度対比で8.7%の増にとどま

っておりますが、全体といたしましては、受診率はいずれも20%以上になってきておるといふことでもあります。

また、21年度が年度の途中から始めたということでもございますので、こちらにつきましては、1年を通していけばもう少し上がるのかなというふうにも思っておりますし、そういうふうには皆さんが、ただ無料のクーポンを送るだけではなくて、受けやすいような考え方といいますか、PRも私どもはしていく必要があるというふうにも思っております。

次年度以降の継続の部分につきましては、町長の答弁でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 水野議員の次年度以降のクーポン検診等々の継続でございますけれども、町としても、国の事業費、継続方針というのが今出ておまして、それを確認いたしまして、近隣等の状況、一番問題なのは予算の問題があるわけですが、そういうものを十分にしんしゃくしながら、次年度以降もやっていく方向で検討していきたいというふうにも思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） まず、受診率でございますが、国のクーポン券の効果よりも幸田町のほうが若干少ないかなというふうにも思いますが、ただクーポン券を使って受診をされたということも、この乳がんの場合は8.7、子宮頸がんは9.7の増加ということでございます。トータル的に、検診率は20%以上ということで、この20%台というのは国のほうと同じぐらいかなというふうにも思っておりますが、やはりさらなる周知だとか啓発を徹底していただいて、無駄のないような検診ができるような体制はやはりとっていただきたいなというふうにも思っております。

それから、クーポン券の持続でございますが、次年度以降の持続でございますが、やはり当初は、2009年度は全額国庫負担だというふうにも思っておりますが、それ以降は、政権が交代したということで、国費が削られてきております。

しかしながら、今年度は、前近藤町長が持続していくということで、継続をされました。次年度以降も、大須賀町長の言われるように、やはり国の事業を確認する、それも大切でございますが、やはり町としてここはしっかりと次年度以降も最低5年間は継続してということをやはりしっかりとした答弁をいただきたいというふうにも思っております。

それから、がん対策の推進基本計画では、がんによる死亡者数20%減という目標も明確にされております。

子宮頸がんは、年間約1万5,000人の女性が発症し、約3,500人が亡くなっているというふうにも推計をされております。

このがんは、ヒトパピローマウイルスと呼ばれるウイルスが原因で、ウイルス感染が主な原因であるということも解明されているがんでございます。ウイルスに効くワクチン接種と検診の定期的な受診によって発症を防ぐことが可能で、予防できる唯一のがんと言われております。

2009年には、子宮頸がん予防ワクチンが承認されまして、12歳ごろに3回接種するもので、費用は5万円前後かかるというふうに言われております。

ワクチン接種は任意のため、全額自己負担が原則でございます。しかし、経済的負担を軽減するために、公費助成に取り組む自治体がふえてきております。山梨県等は、全県挙げて助成を行っております。助成額はそれぞれの市町でさまざまではございますが、全国の自治体がどのぐらい助成を進めているのかということをもっとお伺いをいたしたいというふうに思います。県内の自治体も助成している自治体をお聞かせをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） それでは、この節目検診の周知につきましては、議員もおっしゃられましたように、より多くの方に受けていただいて早期に発見をする、それが一番効果が上がるわけでございます。一人でも幸田の町民の方が早期発見につながって命を長らえると、そういうふうに結びついていくような周知を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、この子宮頸がんのワクチンの関係でございますけれども、議員おっしゃられるように、本当に予防型の予防できる唯一のがんだということは、私どもも承知をしております。

こちらにつきましては、日本では約1万6,000名の方が毎年子宮頸がんにかかれ、3,500名ほどの方がそれがもとでお亡くなりになっておるのではないかとこのように言われておるところでございます。

このワクチンにつきましては、接種することにより8割方が予防が可能であるというふうに言われておりますので、その関係で全国でそのワクチン接種の助成がふえております。

平成21年の10月に国のほうで承認をされまして、それ以後、徐々にふえてきておるわけですが、本年4月1日現在では、全国の自治体の中で、助成額にはいろいろ差がございますけれども、114の市町村が助成を行う、または年度中にも行うということで計画をされておられます。

接種につきましては、1人3回必要となっております。費用は1回当たり約1万3,000円から1万7,500円ほどがかかっております。

県内の市町村の状況もということでございますので、県内では、飛島村が11歳から14歳の女子児童に対しまして5,000円の助成をしております。ことしの10月から名古屋市が中学1・2年生の女子に全額助成で検討をされております。

また、東海市につきましても、内容はちょっとまだはっきりわかっておりませんが、今年度中に助成を検討しておるといふふうに伺っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この予防ワクチンの助成でございますが、全国的には114自治体が行っている、また予定だということで、県内では、名古屋市、飛島村、また東海市もこの10月ぐらいから予定されるということで私も伺っているわけですが、東海市の場合は全額補助という予定だということも私は伺っているところでございますが、やはり国の対応を待たずに単独で助成する自治体が本当にふえてきております。これは、

予防ということもございますし、大きく言えば医療費の抑制にもつながっていくのではないかなというふうにも考えているものでございます。

厚生労働省は、2011年度、政府予算で経済成長や国民生活の安定などのために設けられている1兆円超の特別枠に要求する事業案がこの8月16日に明らかになりました。それによれば、子宮頸がんを予防するワクチンの接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込むとしております。12歳ごろの女性へのワクチン一斉接種に必要な費用は、150億円では到底足りないものでございます。

今後、国・県・市町村で負担し合って助成するというふうには言っておりますが、今後の国の動きを注目はしていかなければなりません。本町として国の対応を待たずに、やはり全国的な自治体にこれだけ急速に広がっている予防ワクチンの助成をやはり積極的に取り組んでいくべきではないかなというふうに思っております。

助成額とか対象年齢はそれぞれでございますが、町長にお伺いしたいわけですが、子宮頸がんゼロに向けて、やはり幸田町としてどういう取り組みをしていくのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 子宮頸がんゼロに向けてということでございますけれども、厚生労働省が平成23年度の予算概算要求で本ワクチンの接種事業を考えているということで、町としては厚生労働省の事業実施を見きわめながらというふうに思っているわけですが、近隣市町村の状況、この近くの近隣の市町村が23年度から一部考えたいというふうな動きもございますので、この辺はよく吟味しまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 確かに、国のほうもきちんとした枠が設けられるということでございますので、それを見きわめるということも確かに大切でございますし、近隣市町のことも大切かというふうに思いますが、やはりここは町長のお考えで、一足先に、一歩先にとということも私はできるのではないかなというふうに思いますし、町長のマニフェストを読ませていただきますが、女性の乳がん・子宮頸がんに加えまして、後から前立腺がんもございまして、がん検診の充実と検査費用の負担軽減にも取り組んでいく、そしてまたこれにつながるワクチンもやはり町長の決断を私は望みたいというふうに思っておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

次に、町長もマニフェストで掲げてございますが、男性特有のがん、前立腺がんでございます。

このがんは、加齢による男性ホルモンのバランスが崩れることががんの発症の原因ともされております。高齢者を中心に年々前立腺がんが発症する人がふえております。ほかのがんと異なりまして、診断後すぐに命にかかわるケースは少ないというふうでございますが、発見がおくれますと、リンパ節や骨などに転移してしまうということもございます。

1990年代にPSA検査、血液検査でございますが、これが導入をされまして、早期発見・早期治療が可能となっております。

国立がんセンターのがん対策情報センターの調べでは、前立腺がんの罹患率は、2001年に26.2%で、2020年には肺がんに次いで男性第2位のがんとも予測をされているがんでございます。このがんにつきまして、本町の受診率をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、この前立腺がんは人間ドックの健診には血液検査が入っているようでございますので、その健診以外の方には年齢を指定いたしまして、女性特有のがん同様に無料クーポン発行で、やっぱり検診率を高めていくお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 前立腺がんでございますけれども、この検診につきましては、加齢によりまして発症率が高くなっていくということで、50歳以上の男性を対象に人間ドックでは受診費用の中ですべての受診者に、それから集団検診につきましては、500円の自己負担で希望者に実施をしておるところでございます。

50歳以上の対象者数です。受診率の関係でございますけれども、3,217名お見えてございまして、受診された方が806名、受診率は25.1%、このようになっております。

それで、無料クーポン発行による積極的な検診の推進ということでございますけれども、こちらにつきましては、国のほうでも対策型の検診という形ではとらえられておりません。これも、罹患をされたら非常に死亡率が高いがんというわけでもないということございまして、現在のところは、対策型検診として行うということではなくて、一定の評価が出てくるまで公共政策として取り上げるべきではないというふうにされておるところでございますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この受診率は25%ぐらいだということで、今お伺いをいたしました。そして、また50歳以上の方は血液検査等で人間ドックではやられておるから、今のところ、集団検診では500円の自己負担の中で検診を受けていただく、その考えは変わらないということで今答弁をいただいたわけですが、町長のマニフェストを読ませていただきます。

先ほどの女性特有の乳がん・子宮頸がんに加えまして、町長のほうでは、男性向けの前立腺がんのがん検診の充実と検査費用の負担軽減にも取り組んでいくと、このように明確に書いてあるわけでございますので、例えば1人500円だからいいとか、また加齢によるものだし、命に直接かかわるものではないというふうに今部長は言われましたが、やはり町長のマニフェストでこれだけきちんと書いてあるわけでございますので、ここは町長のお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まず、部長が答弁させていただきましたのですけれども、これは一般的な状況の中で部長は答弁させていただきましたけれども、私は非常に受診率も25.1%と非常に悪いといえますか、もう少し500円で血液検査ですぐその内容がよくわかるわけでありますので、もっと前立腺がんの検診のPRをし、受診を高めるということを進めていきたいと思っております。

これにつきましても、先ほどの子宮頸がんと同じように、町で何らかの支援ができればというふうに考えておりますので、今後、よく調整をして考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） これは検査費用も余り高いわけではございませんし、やはりPRも大切でございますが、やはりクーポン券で取り組むよということになれば、やはり今まで血液検査等をやらなかった方々が、それでは一度受けてみたいというふうに思われるかというふうに思いますので、やはりマニフェストできちんこうやって書いてある以上は、私は取り組んでいただきたいというふうに思っております。

特に、この9月は毎年でございますが、がんの制圧月間ということで、がんのことをしっかりと考え、また自分自身が健康管理をし、正しい知識を得て自分の健康管理を行っていくという、改めて見直す9月ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも前向きなきちんとした推進をしていただきたいというふうに思っております。

次に、子供の細菌性髄膜炎の原因となりますヒブの予防ワクチンでございます。

これは冬場に流行するインフルエンザウイルスとは異なるもので、日本では毎年約1,000人が発症すると言われ、乳幼児が感染、発症すると重症になることが多く、予後の経過が悪ければ、てんかんや聴覚障害、言語障害、発達障害などの後遺症が残ることもあります。予防にはワクチンが最も有効とされ、生後2カ月から7カ月間の間に接種を開始することが望ましいとされております。

厚労省は、ことしの3月、都道府県を通じて、全市町村を対象に公費助成に取り組む自治体を調査いたしました。1,744市町村区からの回答を得ている結果によりますと、ヒブの予防ワクチン公費助成をしている自治体は204自治体と、ここ一、二年で急増をしております。1回の接種額は約1万円とされ、経済的理由から予防接種をあきらめる人が出ないように公費助成を要望いたしたいと思っております。これも町長からの答弁を願います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） このワクチンの件につきましては、この辺ですと名古屋市だとか、一宮市、津島市、尾張旭市というか、4市がその助成をしているというのを承知をしているところでございますけれども、私ども町としましても、予算措置といえますか、そういうものにつきまして、財政事情も考慮しながら、国の動き、近隣の状況等も見ながら、検討してまいりたいと思っております。

近くでも、23年から実施するような話も聞いております。そういうのもかんがみながら、私の町として判断をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 国の動きと近隣市町の動向を見て検討していく、すべてが検討、検討で、何か物足りないような気持ちもいたしますが、やはり確かに近隣市町の均衡も大切かというふうに思いますが、ここはひとつ町長の判断できちんとした答弁をしていただきたいというふうに思います。

世界保健機構が1998年に定期接種を勧告したにもかかわらず、日本で承認された

のは2007年、アメリカの承認から20年もおくらせております。この間に一体何人の子供たちがこの細菌性髄膜炎に苦しめられていたかわかりません。

我が国は、任意接種の予防ワクチンは全額自己が原則でございます。各家庭の経済力や住む地域によって不平等が生じることは好ましくありません。国の動向は見守られながら、やはり町でできることは率先して行っていくべきだというふうに思っております。

初めに申しましたが、がん対策の柱でありますがん検診について、がん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標達成まであと1年半でございます。我が町の受診率アップの取り組みについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 受診率のアップの関係でございます。

議員言われますように、あと1年半で50%という非常に大きな目標を掲げておるわけございまして、これには現在の状況ですと、その半分しか届かないということでございます。私どもとしても、この検診等の受診率を上げていただくということが、より幸せな一生を送る道だと思いますので、その点では受診率の向上にいろいろな知恵を絞ってPR等をしていかなければならないと思います。

今行っております無料クーポン事業の継続も含め、それからがん検診、それから受検意識の向上のために、広報、ホームページ、あるいはチラシ配布等を考えてもいきたいと思いますし、町民の方々がたくさんお集まりになられるイベント等でも、またチラシ等の配布もまた考えていくなど、いろんな手法をとりまして進めていきたいというふうに思っております。

この公費負担等の関係でもいろいろおっしゃられておったわけでございますけれども、私ども事務方といたしましても、町民の方は役所を選ぶことができませんので、町長も申されておられましたが、近隣等の状況が進んでくれば、私どもとしても積極的に予算の措置をお願いをしていく、そういうような考え方でこれは臨んでいきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 受診率アップは、本当にきめ細かな政策等を打ち出して、またPRもきめ細かくやっていかなければいけないし、以前も申しましたが、検診の時間、また曜日等もやっぱりしっかりと検討して申し出をしていく、やっぱりこれも大切ではないかなというふうに思っております。

今までと同じような考え方の中で、今までと同じような知恵だけでは私は受診率は上がらないわけでありまして、しっかりとした新たな新しい知恵を出していただきたいと、そういうふうに思う一人でございます。

例えば、講演会等も行っておりますが、講演会等は対象者だけの講演会でございます。講演会でも正しい知識をしっかりと植えつけることも大切でございますので、対象者を今までの対象者以外の対象者をもう一度講演会等でも検討してみるどうか、とにかく新しい知恵を私は出していただきたいと、そして50%に近づく、今は半分ということでございますので、それをちょっとでも上げるような、この1年半で上げるような取り組

みを私は知恵を出していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、子育て支援でございます。

子供の虐待の報道が後を絶ちません。痛ましい事件が起こるたびに児童虐待防止法が見直され、2000年の法制定から二度改正をされました。しかし、子供の虐待死が減少したという事実はございません。最近も、大阪市の幼い姉と弟が母親の育児放棄で死亡し、横浜市の女兒が木箱の中で窒息死するなど、親による子供への信じがたい児童虐待が後を絶ちません。

全国の警察がことし上半期に摘発した児童虐待事件は、前年度比15.3%増の181件、摘発人は20.6%増の199人で、虐待を受け死亡した児童は前年より7人多い18人と、統計を取り始めた2000年以降、最多の結果であるということで、この8月5日に発表をしております。

内訳は、身体的虐待が140件、性的虐待が31件、育児放棄が31件、被害児童数は過去最多の187件、14%増で、特に5歳以下が42.8%を占めているということでございます。この結果でわかるように、何より優先されるべきは、今、虐待を受けている子供、とりわけ5歳以下の子供を一刻も早く救い出すことであります。

大阪の事件では、母親が家庭や地域から孤立していたと言われております。SOSを出せない人が孤立しないような対策の一つに、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、本年度は「養育支援訪問事業」も進められておりますが、成果はどのようなのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、がん検診の周知に新しい視点でという御指摘をいただいております。私もそのように思います。

保健師はずっと保健師のままでおりますので、変わった私のようなものがまた素人の視点で提案するというのも、またこれ一つ見方が違っていいかなとも思いますので、いろんな形の提案をして、受診率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の関係でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の5月から開始をしております。

議員おっしゃられますように、4カ月までの子供の家庭を訪問員20名を委嘱をいたしまして、2人一組で、基本的にはすべての家庭を回っていただくということで進めてきておるところでございます。

21年度の実績でございますけれども、訪問件数は356件でございます。この後、保健師がかかわったものということで、その件数は63件、相談ですとか、いろいろあるわけでございますけれども、それが63件、さらに継続要支援者が27件ということで、虐待まではいかないけれども、若干心配のある家庭ということで、1件、訪問員から報告を受けて、その養護につきましては、町の要保護対策協議会のほうで経過観察をしておると、そのようなケースもございます。

そういうことで、虐待、あるいは育児放棄等の早期発見にもつながりますし、また本

当に孤独な子育てを行っておられる若いお母さんにとっては、非常に安心できるというか、ありがたがられているということで、特に拒否をされるとか、そういうこともないということでございますので、私どももこういう事業につきましてはどんどん進めていく、そういう考え方でおります。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 私のほうから、養育支援訪問事業の関係につきまして、御答弁申し上げたいと思います。

この事業につきましては、本年度から実施をさせていただいておるものでございまして、育児ノイローゼなど、特に支援が必要と思われる御家庭に対しまして、支援対策などを要保護対策のこういった協議会を設けておるわけでございますが、そちらのほうで御協議をいただき、必要と判断された場合には、その実情に合わせまして、家事支援、また育児相談、それから一時的な子供の預かりなども実施するというようなことで、育児支援員の派遣といったようなものを行っておるというようなことでございます。

本年度の状況でございますけれども、母親の産後の精神的な問題のある御家庭、またそして育児や、また家事に対する意欲というものが若干ちょっと欠けておられるというような御家庭、そういったような事例の家庭につきまして、2件でございますが、派遣をさせていただいておるということでございます。

1件につきましては、転出というようなことでございまして、今は終了いたしておりますが、1件につきましては、現在も継続して実施をいたしておるということでございます。

この制度につきましては、先ほど健康福祉部長が申し上げましたが、私どもとしてもやはり子育てに悩む保護者の方の孤立化を防ぐ、またそして将来的には、場合によっては虐待に結びつくというようなことも考えられないわけではございません。こういったことを未然に防いでいく、保護者の方々との意見疎通を図っていくという意味では、非常に有益なものだというふうに私どもとしては考えておるところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） まず、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」でございまして、20名の訪問員が2人一組で今行っていていただく、その中で、保健婦に相談をされた件数、また継続の件数、また心配な方が1件あるということでございました。継続も27件あるということも、私はこれは本当に比率としては大きいのではないかなというふうに思っております。

全訪問員が356件訪問されたということでございますが、これは100%ということではよかったわけでしょうか。拒否された家庭はないということでございましたので、全員ということで理解していいのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、継続支援と養育支援訪問事業でございまして、これは本年度から始まった事業でございまして、今後、さまざまなケース等もこれからしっかりと協議会等で打ち合わせをして、またしっかりと継続で見させていただかなければいけないかなというふうに思っております。

その中でも、1件、保護者のことでいろいろ心配な方があられるということでございますので、しっかりとしたこの辺も続けていっていただきたいというふうに思います。

厚労省でございますが、全国で201カ所の児童相談所が2009年度に受けた児童虐待の相談件数が前年度比3.6%ふえ、4万4,210件で最多であったということを発表をしております。

近年の傾向といたしましては、育児放棄や心理的虐待の割合が増加して、身体的虐待を伴わないために、いわゆる外からの発見が難しいとされまして、相談窓口には、虐待しそうとか、虐待してしまうので自分がとめたいとか、そういう難しい相談も多いというふうに聞いております。一步間違えば、虐待を起こしてしまうという予備軍的な家庭も数多くあるというふうに思っております。

先ほど言いましたが、死亡するのはやはり5歳以下の方が多い、心中を虐待とすれば、亡くなる子供の数というのは倍になるというふうに聞いております。悩みを聞いてもらっただけで安心するという例もたくさんございます。

今の相談窓口の中で、現況、対応は十分であるのか、またそれとも今の現状では大変厳しく、拡充をしたいという、そういう当局のお考えがあるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 「赤ちゃん訪問事業」で全世帯を訪問しておるかという御質問でございますが、13件ほど対象になっておりながら訪問が済んでおらないケースがあります。

と申しますのは、転出をされてしまったり、あるいは住民票は幸田町にあるけれども、実際には岡崎に住んでおみえだとか、あとは実家のほうに3カ月、4カ月までは実家で暮らすと、そういうような方々でございます。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 相談窓口の関係でございますが、児童虐待の関係のそういった子育て支援関係の相談窓口につきましては、現在、子育て支援センターにおけます子育て相談、それから民生児童委員さんによります子供相談室、人権擁護委員さんによります人権相談、教育委員会などでも教育相談など、各種の相談窓口を設けております。

また、国・県におきましても、またそしてNPO法人などの民間による相談窓口というものも設けられておるところでもございます。面接、また電話やメール、こういった手法も用いまして、各種の相談を受け入れる体制をとっておるということでございます。

町といたしましては、これらの各相談窓口のネットワーク化というものがやはり非常に重要な意味を持つのではなかろうかというふうに今考えております。

要保護対策協議会におきまして、月1回、関係機関、児相ですとか、健康課ですとか、いろんなそういった関係機関との実務者の対策会議というものを設けさせていただいております。

そういった中で、その情報というものを共有しながら、どういう対策が必要なのか、非常に虐待の問題については根の深いものがございますので、いろんな情報を交えながらその対策を講じていくという考え方を持っております。

なお、相談窓口の関係でございますけれども、現在、策定を今進めておるわけでございますけれども、子ども権利条例の関係の中におきまして、救済機関、養護委員会といったようなものも設けていきたいというような考え方も持っておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、13件がまだ行っていないということで、住所もここだが、現在ではここに住んでいないということでございますが、これは近年、高齢者の不明等もございますので、これはきちんとした行き先がわかっていて訪問できないということであるのかどうかということもしっかりと確認をしていただき、全家庭が訪問できるように努力をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、児童虐待の防止に効果を發揮しているコモンセンス・ペアレンティングという講座が、今、全国では注目をされております。これは、アメリカで開発された保護者向けの訓練プログラムを活用したもので、暴力や暴言を使わずに子供を育てる技術を親に伝え、虐待の予防や回復を目指すものでございます。

既に、神奈川県茅ヶ崎市では、家庭児童相談員と市の職員が講師となって行っているという例もございませう。問題の改善につながったということが新聞報道であったわけでございますが、これは職員が講座をするわけでございますので、コストゼロでございます。町でできるかどうかというのはわかりませんが、これは前向きなこういう講座等もやっている市町があるということで、やはり今後検討はしていただきたいというふうに思ひております。

それから、育児の不安な相談員がいることがかなり軽減をしていただきたいというふうに、こういうことを設けることによってしていただきたいと思ひます。

そして、また家庭内では、身近にいる夫が相談相手となって手助けしてもらえると安心できて、児童虐待防止にもつながっていくのだというふうに思ひております。

近年では、父親も育児に参加されております。新聞報道では、伊勢市長が育休を取得しました。市長は、乳児虐待や産後のうつがニュースとなる。育児の大切さを知り、そこで得たことを市政に反映したいというふうに載っていました。

また、イギリスの首相が初の育休ということも発表をしておりました。母親の孤立をやはり防ぐには、不安解消にもつながっていくのではないかなというふうに思ひております。

本町の男性職員の育休休暇の取得率はどのぐらいかということ、あわせてお伺ひしたいというふうに思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） コモンセンスペアレンティングという講座を実施してはどうかというところでございませうが、今、議員から御紹介をいただきましたように、アメリカのほうで開発された子育てのしつけなどの一教育的なプログラムといったようなことで認識をいたしておりますが、日本でも2005年ごろにその日本版というものが作成されたということで、普及活動が始まったということをお聞きをいたしておりますが、今御案内のとおり、茅ヶ崎ですとか、またほかにも草津ですとか、これは滋賀県のほうの草津で

すかね、神戸市ですとか、全国でそういったものに取り組んできておるところが出てきておるといふことでございます。

茅ヶ崎市の取り組みでいきますと、トレーナーの資格を取られた家庭児童相談員という方が3名お見えになって、その方が講義ですとか演習を組み合わせたものを7回程度のパターンで講座などを開いておられるということをお聞きしております。

また、市内の保育園などで勤務する職員などに対しましても、同様の講座を開いて、問題解決に係る、そういったスキルの向上を目指しておるといふようなことをお聞きをいたしております。

今、この内容につきましては、まだトレーナーの講座、養成講座でございますが、こういったこともまだ全国的には非常に少ないということもお聞きしております。また、そして取り組んでおる事例というものも非常に数少ないといふようなこともございます。

今、御提言をいただきましたので、こういったことも参考にさせていただきながら、今後、そういった状況といふものを見守っていきながら判断していきたいといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 職員の育児休業の関係での御質問があったわけですが、現時点で確認しましたところ、育児休業取得者につきましては8名見えるわけですが、すべて女性ということでございます。

また、授乳等で利用できます育児部分休業取得者につきましては、これも女性のみで、5名の方が今現在取得されております。

これ以外には、出産の立ち会い等に利用できます特別休暇2日間があるわけですが、これにつきましては、かなり利用されておるといふ状況でございます。

育児休業は、共働きの場合に取得できる制度でございますが、取得期間は無給ということになっております。共働きでどちらが育児休業をとるかという判断、こういったものにつきましては、経済的な損得勘定も働くのではないかといふふうに思っております。

したがって、そういった育児休暇を取得できる環境整備という点では、こういった現状でございますので、改善という関係では、ちょっと今のところ具体的なものは考えにくい状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 育児休業の男性職員の取得率は、幸田町はゼロということでございます。確かに、これは共働きもということでございますし、部長の言われる損得勘定がどちらかといふのはあるかといふふうに思いますが、やはり全国では男性の約3割が育児休業をとりたいといふふうに考えていると、だけれども現実には2%の取得率しかない、これぐらい差があるということが統計で出ていますので、やはり本町の取得しやすいような環境整備は今後とも考えていっていただきたいといふふうに思います。

次に、町長の同じくマニフェストの中に、子育て支援として、母子関係が重要なゼロから3歳児の自宅保育への支援の充実とありましたが、具体的な支援のことをお伺ひをしたいといふふうに思います。

さきの議員さんでは、ゼロ歳から3歳は育児の愛情を受けて大事な時期であり、巡回的な保育ママ的なものを考え、また愛情たっぷりな子供を育てていきたいという旨を答弁されたというふうに思いますが、中身的な、具体的なお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 母子関係が大事なゼロ歳から3歳ということで、先ほどちょっと一端を申し上げたわけでありまして、家庭で従来の保育ママと呼ばれるものとは似たようなものであるわけでありまして、それが有資格者かどうかというような問題、いろいろあるわけでありまして、一番愛情をかけなきゃいけないときの子供さんを本当に自宅で面倒を見ていらっしゃるところに行き、先ほど申し上げたように、いろんな御相談をすとか、例えばそれがある程度子育てが終わった方の資格を持っているような方とか、そういう方がいらっしゃるわけでありまして、地域でそういうところに回っていきまして巡回するなどしまして、現在の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の拡大版といいますか、そんなようなことで、保育ママ制度とあわせてさらにまた検討を進めてやっていきたいなというふうに思っております。

現在、保育ママ的なものですが、名古屋市だとか高浜市さん、そういうのは公共施設がおやりになっているんですけれども、私どもは自宅にお伺いして、自宅でリラックスした中でそういう支援をしていきたいなというふうに考えております。そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 各家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の拡大版というふうに言われました。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、やはり訪問員がきちんとした訓練を受け、その中で訪問をし、相談を受けということで、それが保育士等につなげていく、本当に大切な事業でございますし、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」自体が御家庭にも認識をされている事業でありますので、家庭にも入り込めるわけでございます。

しかし、今言われた拡大版と言われましても、受けるほうも、なかなかじゃあどうぞというわけにはいかないというふうに私は思うわけでありまして、やっぱりこの辺もしっかりと3歳児まで自宅で保育されている御家庭の方たちが何を望んでいるのか、この辺もしっかりとしたことを聞きながら事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、同じくマニフェストに「幼保一元化、民営化による休日保育や病後児保育などのサービスの充実を検討」というふうでございます。

幼保一元化とか民営化は、今後とも保護者の意見を聞いて、随時検討していく課題ではあるかなというふうに私は思っておりますが、私はこの中で休日保育は早急に実施すべきであるというふうに思います。

保護者からも要望も出ておりますし、以前、この本会議場で質問されたときにも、平成21年には実施したいという答弁もいただいておりますが、第5次総合計画にも「保育園の1カ所で休日保育サービスの実施を始めます」ということで明確に書いてあるわけでございますが、この辺はいつごろ実施されるお考えがあるのかということ、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 休日保育等々、今、幸田町の保育行政というのは非常に進んでいるというふうに思っております。

大きく言いまして、あと幸田町がやっていないというのは、休日保育だとか病後児保育、そういうものがあと残された大きなメニューかなというふうに思っておるわけがあります。

休日保育につきましては、なるべく早く実施をしたいなと思っておりますけれども、施設の問題等いろいろございまして、その辺もよく調整しながら考えたいと思っております。

それから、平成25年にはわしだ保育園の増改築等々も含めて、そういうことも考えておきまして、休日、そういう条件的なもの、なるべく私は早くやりたいと思っておりますけれども、いろんなやっぱり保育園の条件的な整備等々も考えまして、これも検討しながら早くやっていきたいなと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 平成25年にわしだ保育園の増改築を予定されている、そこで整えたいということでございますので、ぜひともこれは進めていっていただきたいし、今、町長も言われました病後児保育等も近隣市町にあわせまして、やはりこれもニーズの高い事業でございますので、進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、最後に期日前投票についてお伺いをしたいというふうに思います。

去年は衆議院選挙が行われ、またことしの7月には参議院、8月には町長選・町議選の補欠等が行われました。投票率は、衆議院は78.84、参議院は69.03、町長選・町議選は60.79でございます。

当日、さまざまな理由で投票に行けなかった方が利用する期日前投票というのがございます。ここ数年、この制度を利用される方がふえているというふうに聞いておりますが、本町ではどのような推移になっているかということをお伺いをいたします。それとあわせて、投票者数の何%にそれが当たるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 近年の選挙における期日前投票の状況でございますが、8月に行われました町長選挙につきましては、期日前投票数が3,006件でございます。期日前投票が占める割合としましては、17.5%でございます。

7月の参議院選挙につきましては、期日前4,857名でございます。占める割合は24.7%でございます。

去年の衆議院選挙につきましては、5,830名でございます。占める割合は26.1%ということでございます。

それぞれ三つの選挙があったわけでございますが、その前の選挙との比較をしますと、期日前の増加割合は、町長選挙につきましては90%の増と、参議院選挙につきましては1割の増、衆議院選挙につきましては、前回よりも50%の増というように、期日前投票がふえております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今言われたように、毎回選挙が行われるたびにこの期日前投票がふえております。

私が一日の、じゃあどのぐらいの期日前が来るかということのを計算いたしましたら、衆議院は6日間でございますので、一日平均が971人、また参議院は809人、町長選・補欠は751人が毎日期日前投票に来るわけでございます。

やはり、期日前投票に見える方は、投票所の入場券を持参をいたしましても、宣誓書その場で書き込まなくてはなりません。なれない人は、投票所の雰囲気等に緊張して、書き込むのに時間がかかったりとか、説明を受けなければならない場合もございます。高齢者や障害者の方たちはさらなる負担を強いるわけでございます。

私は、町民の方々から、「当日、宣誓書に記入するのですが、待たされた」とか「緊張した」とか、また「以前住んでいたところでは宣誓書はホームページから入手できて、ダウンロードできて、それを書いて持って行ったから、スムーズにできた」、そういうお声を聞かせていただきました。

宣誓書を投票所の入場券につけて配付する自治体もあるというふうにお伺いしておりますし、本町もホームページからダウンロードできれば、さらなる投票率のアップにもつながり、またスムーズな期日前投票を円滑にできるのではないかなというふうに思いますが、お考えをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 期日前投票を実施しておるわけでございますが、込みぐあいは、その曜日や時間帯によって多少変動があるわけですが、多少は待っていただくというケースも発生いたしております。しかし、行列ができるほどの、そういった状況には今現在のところはないわけです。

やはり、基本は投票日投票というのが基本で、期日前投票は都合の悪い方にそういった機会を与えるという形で取り組んでおるわけございまして、今言われた宣誓書の郵送につきましても、非常にシステム改修に費用と期間を要するというのもございます。

現在のところ、県下で4団体が実施しておるわけでございますが、そういった他団体の状況を見ながら、宣誓書の郵送については検討させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思いますが、もう1点のダウンロードにつきましては、これは即刻対応できる内容だと思いますので、次回の選挙からは町のホームページからのダウンロードのできる状態をつくっていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前 11時54分

---

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告順に質問をしてみたいです。

まず、町長の公約として出されました子育て支援についてであります、その保育政策を問うものであります。

町長は公約で、第4の誠として、「子ども達が未来に羽ばたく町について」と題して、「保育ニーズに対応すべく公立保育園の民営化を図り、幼保一元化についても、自宅保育や休日保育などのサポート体制を整備しながら、育児負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を推進します」と所信表明で述べておられます。具体的にどのように進めるのか、まず最初にお伺いするものであります。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 子育て支援ということで、幼保一元化等々、それから民営化について私の当初の公約で述べておるわけでありまして、幼保一元につきましては、こども園ということで、今から25年までに整備されて形となってくるというふうに思っておりますけれども、民営化につきましても、先ほども申し上げたとおり、民間でできるもの、民間でもやっていただけるものについては、民間でもということ考えております。

民間という意味で、それが悪いという印象は私は全然持っておりませんので、そういうことについてもやっていければというふうに思っております。

そういう考え方で、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 午前中にこの問題につきましては、お二人の方がそれぞれ質問もされたところでありまして、具体的にではありませんけれども、若干、その内容等が答弁もされておりますけれども、また私は違った観点から質問をしてみたいというふうに思います。

町長の所信表明、この文章を読みますと、ちょっと文章的につながらないというふうに思うわけでありまして、もう一度読んでみますね。

「保育ニーズに対応すべく、公立保育園の民営化を図り、幼保一元化についても、自宅保育や休日保育などのサポート体制を整備しながら、育児負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援を推進します」というふうに書いてありますけれども、さらっと読んでみれば、そうなのかなと思うんですが、文章的に一つずつ見てみますと、「幼保一元化についても」と書いてあるだけで、何も書いてございませんし、「幼保一元化についても、自宅保育や休日保育などの」というふうに文章はつながってくるわけですので、そうした点について、先ほどはこの幼保一元化について言えば、今、厚生労働省が進めておりますこども園、これを25年には形になってあらわれてくるから、それを推進していくよということをおっしゃっているわけでありまして、このことからすれば、国の政策に沿った方向で進めていくのかということでもありますけれども、その点について、これを具体的にどのような形でこども園としてあらわしていくのかと、それはどこにつくるのかと、そういう点での説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） こども園については、具体的にここという考え方は今のところ持っておりません。

文章がつながらないというお話でございますけれども、文章がちょっと悪かったかどうかですけれども、自宅保育と休日保育、そういうものを進めていきたいという御理解はいただけるかと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国が方向として出しております幼保一元化でありますけれども、これは包括的に一元的制度の構築ということで、あらゆる子育て支援施策を一本化して、これを一括交付金化にしてくるというような内容でありまして、この一元的な制度のもとで、待機児童の受け皿として幼稚園を活用するというのがねらいであるというふうに言われているわけでありますが、その中で幼稚園と保育所をこども園として一本化をするよと、こういう内容であります。町長はこういう内容に沿って進めたいということで理解してよろしいか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 実際のところ、まだ具体的なこども園の内容について私も十分承知しているわけではございません。今後、それについてはよく検討して進めさせていただこうと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 内容を熟知しないものを公約として出したのかということでございますけれども、それはいかがでしょうか。

それから、この公立保育園の民営化についてでありますけれども、その中で、次世代育成支援行動計画（後期計画）が今年度から5年間を目標にスタートしたわけでありまして、町長も副町長としてこれにかかわってこられた。そういう点からすれば、この行動計画（後期計画）の中身については、十分熟慮されているという認識のもとで質問してまいりたいというふうに思います。

その中で、まず公立保育園の民営化ということでございますけれども、この民営化を図る目的についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 公立保育園の民営化ということにつきまして、私は前にも申し上げたんですけれども、福祉部長のときにもその件について検討を重ねたわけでありまして、結果的には、それが流れたという状況でございます。

その前に皆さんに民営化することのよしあしをもう少しよく熟知し、皆さんにPRできて、皆さんに御判断いただけるようなことがもう少しできたら、また方向も違ったんではなかろうかと思っておりますけれども、前回はそういうことだったから、また出すのというようなお話かもしれませんけれども、私はあえて今回もう一度そういう話を出してみ、皆さんに御理解をいただいて、できるものから進めたいというふうに思っております。

そういう意味で、十分また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、民営化の目的は何ですかということなんですけれども、前回はいろんな方面でいろいろ検討会を重ねて、そして当時、福祉部長としてかかわってこられた町長がその内容は十分承知しておられるということでありますよね。それで、さらにまた皆さんに十分お知らせすれば、民営化がわかってもらえるのではないかということと言われるわけでありますが、この公立保育園の民営化をあえてやらなければならない、その目的は何ですかということなんです、それをお聞きしたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回も私、町内の保育所の中で幸田町は保育については非常に進んでいることだということをお先ほども申し上げたと思います。その中でやっていないのが、病後児だとか、休日保育とか、そういう事業をやっていない。要は、病後児だとか休日保育にしますと、職員の運用体制が非常に厳しいかなと、現状の公務員の体系でやる場合については非常に厳しいなという危惧もいたしておまして、民間レベルですと、そのような体系で十分にやっていただけるんじゃないかと、それが大きな一つのメリットでもあろうかというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いわゆる、幸田町で今実施していない病児・病後児保育、そして休日保育、これを実施させるためには、これを民間でやらせたいと。職員体制が厳しい状況の中で仕事をしなければならない、そうしますと公的保育ではなじまないよと、それは民間でなければなじまないから、民間でやらせたいということ言われているんでしょうか。

それから、この後期計画の中で事業量の目標値というのが定められてあるわけなんですけれども、この事業量の目標値、これが幸田町で今回盛り込まれなかったのが、唯一病後児保育が盛り込まれなかったんですね。ですから、これが一つは問題になってきているわけでありまして、また休日保育については、目標事業量としては、平成26年度に目標として実施しますよと、こういう目標があるわけですので、そういう点からすれば、幸田町のこの保育施策というのは、この次世代育成支援行動計画（後期計画）の中に盛り込まれ、そしてそれを実際どう実行していくかということに係っているかというふうに思うわけでありまして、そういう点からすれば、十分こうした内容を承知しながら、なおかつあえてこの民営化はこの部分についてやりたいということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 26年度にそのような計画になっているわけでありまして、私の言っていることが相反するような内容にもなるかと思いますが、選挙でいろんな各地を回りまして、いろんな方と、女性の方とか、いろいろお話をした中で、本来ですと、こういうスタンスでその行動計画に沿ってやっていくべきであろうというふうに思うわけなんですけれども、なかなか休日保育についてはニーズが非常にあると、そういうこともいろいろお話を伺っています。それを今からよく検討しながら、早期にやる

か、いろんな御意見をいただきながら検討もしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 選挙戦に当たって町長が町内を歩かれて、その幸田町の保育施策が、いわゆる近隣に比べて進んでいるというような感触を持たれたというふうに、実際進んでいるというふうに言われているわけでありますけれども、その辺で、幸田町の保育施策が進んでいるというふうに思われているということで満足してはいけないんじゃないかというふうに思うわけでありますが、今先ほど言われました病後児保育と休日保育、これは実施していないから、これを民間でやるよということなんです、今の保育時間、あるいはゼロ歳から3歳未満児保育、今、非常にニーズが高くなってきておまして、毎年ふえてきているわけでありますが、残念ながら幸田町はまだ産休明け保育というのがやられていないわけですね。

これは、私は何度も何度もこの問題についても取り上げてきたわけでありますけれども、おおむね10カ月というような方向で、なかなか産休明け保育が実現をしない。その一つには、育児休業というものが今制度化されてきている中で、大体1年、あるいは2年ぐらいで復帰する人たちが多くなってきているよと、こういうことから、なかなか産休明け保育が実施されないわけでありますけれども、しかしながらそれはやはり一部の大企業で働く女性の場合にあって、なかなか民間の中小零細企業の中で言えば、そうしたのがなかなか制度化されていないということからすれば、まだまだ産休明け保育というのは需要があるというふうに思うわけであります。

そうした点も、やはり私はこれは一つおくらしている部分というふうにとらえるべきではないかというふうに思いますし、またそういう中で、総括的にやはり保育施策をどう進めるか、この辺の立場に立つべきではないかというふうに思うわけであります。

町長がこの民営化にこだわる、この理由というのがなかなか明らかにされていない。その民営化の理由としては、おくらしている部分を充実させるためだよと、ニーズに沿っていくよということでありますが、現在、幸田町は八つの保育園がありまして、今、地域の中で言えば、わしだ保育園の増築に伴って園児数をふやしていくということで、地域需要にこたえていく、こういうのが平成25年というふうに年度も明らかにされているわけであります。

南部のほうで言えば、里保育園が小規模園ということで、ゼロ歳から3歳未満児保育をことしから始めて、それが非常に園児の拡大につながってきているということからすれば、今の公立保育所をあえて民営化するという、その考えではないということでは理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 現在のあるものを民営化するかしないかということでありますけれども、これは先ほどありますように、幼保一元化の問題とも絡んでくるわけでありますけれども、当初の私が一番最初に幼保一元の視察をしたところは、要するに保育園と幼稚園の絡みが早朝・延長に絡んだような形の幼保一体であったわけですがけれども、最近、私はちょっと違ってきているというのも、それは承知しておるところでありまして、その辺も含めながら、現状の保育園を民営化するかということについては、当然、考え

ていかなければいけない問題かなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現状の保育園を民営化ということは、この八つの保育園を民営化するというような、その考え方でこれから検討の段階に入っていくよということでしょうか。

それと、この民営化する目的、最初にもお聞きしましたけれども、明快な答弁が得られなかった。その目的は何ですかということなのですが、今、八つの保育園は非常にうまくいっていて、御家庭の方々からも非常に好評で、公立保育園の果たす役割というのが幸田町の中できちっとされてきているということからすれば、現在の八つの保育園をなぜわざわざこれを民営化しなければならないのかということが町長の口から、言葉だけは民営化と言われますけれども、なぜそれをしなくちゃいけないのか、その辺が明らかにされていない。その辺をやっぱりきちっと答弁していただきたいなと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かに、現在、町内の八つの保育園はうまくいっている、子育て支援センターについても一生懸命やっただいている、それは承知しているところでございますけれども、現在の保育園の職員体制というものを考えますと、約3分の1ぐらいが職員で、3分の2が非常勤・嘱託さんという状況の中で、本当に嘱託保育士さん、非常勤保育士さんは頑張っただいています。

私が思うのは、町立の保育所と民間の保育所といいますか、そういうことで、お互いに切磋琢磨して保育をするということが非常にいいことではないかなと。それから、ましてや現在、町の保育士さんは非常勤・嘱託さん、そういう方がたくさんいらっしゃるわけですが、民営化することによって、そちらで雇用していただける、そういうことによっての保育の安定も図れるんじゃないかと、そういうことも考えながら、そのようなことを申し上げているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、町長の考えは、民営化とは、要するに現在、保育園の職員体制で正規雇用の保育士は公立、それから非正規、いわゆる嘱託・非常勤、こうして働く保育士さんたちは雇用が不安定だから、民営化して民間で正規雇用として安心して働ける場を保障するよと、こういう考え方のもとで、とにかくこの保育園の職員体制のための民営化ということなのではないでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどちょっと申し上げたんですけれども、お互いに、幸田町内はもう公立しかないわけです。ほかの市町村ですと、公立も民営も両方あって、その中で動いておられますから、大きな、幸田町みたいに公しかないというところじゃないもんですから、お互いに切磋琢磨するといいますか、お互いに保育に対する考え方がもう民間と公立との考え方というのは非常に切磋琢磨してよくなっているというふうな気がいたしているわけです。

私も前、視察したところに行って、民間のところに行きましたら、私は絶対公立には負けませんよということで、非常に頑張っておられた。これも文教福祉委員会で羽咋市

に行ったときの、そういう状況下も見させていただきましたけれども、そういうようなところを見まして、そういう形も幸田町の全園を全部民営化にするというのではなくて、そこらあたりの一つか二つ、お互いに民営化して切磋琢磨するような形ができたほうがいいのではないかというふうにも思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町長は、幸田町の公立保育園で働く保育士さんたちが公という中でどっぷり漬かって保育しているからというようなことを言われているような気がするわけですよね。ですから、競争もない、保育をよくしようということも思わないということ言われているようですけれども、しかし幸田町の保育士さんたちも研修に行ったりとか、いろんな事例発表をしながら、切磋琢磨しながら日々の保育をやっているわけでありまして。

町長は具体的に申されませんが、なぜ幸田町のこの職員体制が正規は3分の1、あとの3分の2は非正規、あるいは嘱託、そして非常勤、パート、いろんなさまざまな雇用形態で3分の2の職員の方が働いている、こういう状況を生み出してきたのかと、ここに問題があるのではないのでしょうか。

このことがそもそも大きくなってきた問題というのが、1998年からの定員の弾力化、それから短時間保育士の活用と、それから2000年からは企業参入の容認というような規制緩和が始まってきたわけでありまして。それから、この2004年からは、公立保育園の運営費の国庫負担が廃止をされ、それが一般財源化になってきた。

このことによって、幸田町もそうなんですけれども、全国の6割を超えるところで保育園の運営費を削減をしてきたために、職員の非正規化が始まってきたと、それで公立保育園の民営化が急速に進んできたのではないかというふうに、それで幸田町もそうした体制に乗っていきこうということで、これが検討され始めてきたわけですよね。違いますか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、丸山議員がおっしゃったような形で、そういう民営化というものができてきたという形も、それはそのような方法もあろうかと思えますけれども、結局、保育士が本当に企業経営の一つとして、保育園の延長保育・早朝保育、そういう乳児保育とか、そういう保育のニーズの高まりによってどんどん職員を採用しなければいけない中で、こういう非常勤、嘱託さんというのがふえてきて、短時間で労働していただく方を生んだわけでありまして。

これが大変皆さん方が一生懸命やっただいていただいているというのはわかるわけでありまして、将来的に一定、決して職員と同じ仕事をしていただいているわけでありまして、決して待遇がいいということでもない、これは私自身も承知しているところでございます。

そういう意味で、そういう待遇改善を図りながら、民間ということも一つ考えたらどうかなというふうに思っているわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 民間で働く保育士さんたちの待遇、この問題についてもいろいろ

と問題になってきているわけでありまして、なぜ民営化するのか、なぜ民間委託をするのか、この問題が、一つには、コスト削減であります。

小泉政権が声高々に叫んだのが、待機児ゼロ作戦のスローガンとして、「最小のコストで最大・最良のサービス」、こういうことを進めてきたわけでありまして、これが規制緩和という名で保育条件の切り下げ、あるいは公立保育所つぶし、こうしたことが進められてきたわけでありまして。これが子供たちや父母、保育士の犠牲を伴う、こうしたことにつながるのではないかというふうに思うわけでありまして。

町長が言われるように、民間でとにかく公立でできないものをやっってもらうよと、そしてそれが非正規で働く人たちをそちらに移して待遇改善につなげるよというふうに言われましたけれども、しかしこうした民間で、じゃあ公立だって同じようにできるものが、なぜ民間で、民間でと言われるのかということは、コストの削減にはほかならない。

そうしますと、先ほど町長が言われたように、待遇改善につながるどころか、保育士さんたちの雇用の不安定雇用さらに拍車をかけると、こういうことにもつながりかねない内容になるのではないかというふうに思いますが、そうした点ではいかがお考えなのかというふうに思います。

まだ、民営化についてはこれからということでありましてけれども、とにかくそうした民営化を町長は何が何でも進めるよという姿勢でおられるのか、その点を最後にお聞きしたいというふうに思います。

次に、ゼロから3歳児の自宅保育への支援の充実というふうに上げられているわけでありましてけれども、これについても、ちょっと言われましたが、私はちょっと理解ができなかった。具体的にどのような内容を進められるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 民営化の問題でございますけれども、何が何でも今丸山議員がおっしゃったわけですが、何が何でもということではなくて、あえてもう一度、再度皆さんにこの件についてお示しして、お話をしたいというふうに思っております。

どうも福祉部長のときにやっていたときに、それがどうもすっきりしない形で終わっているという状況がございますので、これはあえてもう一度やらせていただきたいなと思います。何が何でもという強い強権でおるわけではございません。

それから、ゼロ歳から3歳の子供の件でございます。一番私なんかは思っていることを申し上げますと、ゼロ歳から3歳というのは一番甘えたい時期といいますか、親に甘えたいといいますか、そういう時期ではないかというふうに思っております。

その中で、家庭の中でずっとお母さんと一緒に過ごしているという、そういう方に対して巡回保育士的な人、そういう人によって子育ての状況を見ていただく、それから悩みや何かをそこで打ち明けてもらう、育て方をする、子育て支援センターに来ると、プライバシーの問題だとかなんかで行きづらい、そういうような家庭にお邪魔して、その中でそういう保育のどうしたらいいかとか迷ったりしたものについて、そういう方から伝授していただくといいますか、子育てについて話をするような、そういう巡回保育士的なものをお考えするというところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、児童クラブについてお尋ねしたいというふうに思います。

同じく、保育施策の中での位置づけでありますので、この児童クラブは全小学校区にございますけれども、このガイドラインについて、自治体にも位置づけられてきているわけですが、このガイドラインが明確にされていない、検討課題というふうになっているわけでありまして、中央小学校で言えば、国は70人以上の施設はやはりマンモスを解消すべきだという中で、このガイドラインについても明確にしているわけがあります。

ところが、中央小学校の場合ですと、70人を超える児童クラブでありながら、もう既に何年もたってきているのに何ら解消されていないという中で、マンモス化してきているわけですね。

ですから、こうした保育園のみならず、学童保育についての取り組みももう少し充実させたものにすべきではないかというふうに思いますけれども、町長はこの件についてどう考えておられるかを伺いたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 放課後児童クラブの充実という意味では、非常に私も中央小学校でやっていらっしゃるものは何回か行ったことはあるわけでありましてけれども、非常に多くの方がいらっしゃることでの定員的な問題、これについてもいろいろ考えさせられるところがあるわけですが、今後につきまして、この辺の児童クラブ、これも学童保育といいますか、学校がやっているのと、それから要するに児童課がやっているのと、教育委員会がやっているのと、それが本来ですと一本になることが一番いいであろうと思うんですけれども、なかなか児童クラブと放課後子ども教室の充実といいますか、現在のところでは非常に厳しい状況がありますけれども、状況を見ながら判断をさせていただきたいなと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、このガイドラインについてはどうしていくのかということなんですけれども、先ほど言われました放課後子ども教室について言えば、これは小学校の1年から6年生までを対象にした事業でございますし、文部科学省が実施している内容のものであります。幸田町の場合は、児童クラブの受け皿的な内容になっておりまして、1年から3年までの希望者があふれた場合の受け皿ということで、そういうような内容になってきておりますが、国が進めている内容とは、幸田町の場合が若干進んでいるかというふうに、内容も充実しているかというふうに思います。

しかし、もともとの放課後対策事業で言えば、児童クラブのこのマンモス解消という点からすれば、ガイドラインづくりというものできちっとやっぱり放課後の子供たちの居場所づくりを充実させていく、この立場に立つならば、きちっとガイドラインを示して、そして大規模なものであれば二つに分けてきちっと対応していく、こういう内容のものでありますので、その辺についてどうお考えかということでもあります。

次に、今度は発達障害についてお聞きしたいというふうに思います。

今、保育園の中で言えば、発達障害を初めとする障害を持つ子供の入所もふえ続けて

おりまして、文教福祉委員会等で視察をさせていただいたときにも、保育士さんたちから非常に大変な内容も報告をされているわけでありまして、こうした保育園の充実という点からすれば、職員配置と専門職員の配置というものも必要になってくるのではないかというふうに思います。

そういう点からすれば、一般的にはこの後期計画の中にも療育の充実というものが位置づけをされてきているわけでありまして、そういう点から、保育所の中への職員配置の問題等についても充実をさせていくべきではないかというふうに思いますが、その点についてどうされていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 放課後児童のガイドラインという内容でありますけれども、今、私もちょっと大変不勉強で恐縮ですけれども、一応ガイドラインというのができていて、それに基づいて職員体制だとか、指導員の役割だとか、いろんな内容も書いてございます。この辺に基づいて、一度、これもよく検討させていただこうと思っております。

それから、保育園の発達障害の入所、療育の問題につきましても、現在、上六栗子育て支援センターで「くれよんルーム」というような形でやっておられると思っておりますけれども、確かに障害を抱えた子供さん、そういう方がだんだんふえているというのが現状でございます。

そういうくれよんルームとか、それから保健師さんとの遊びによって、お子さんの成長を促すようなことをやっているというふうに思っておりますけれども、保育園の中で実際1人に対して保育士がマンツーマンでやらなければいけないというような状況もあるかと思えます。そういう方について、ひとつその辺もよく状況を把握させていただきまして、また保育士の要望等々を聞きまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ガイドラインがあるならば、このガイドラインに沿って解消していくべきではないかというふうに思うわけでありまして、この点が明確にされていないために、今度の決算の資料を見ましても、中央小学校のマンモス化の解消に至っていないということが明らかになったわけでありまして。そうした点について、やはりきちっとその辺をどうしていくかということ、やはり整備の中に盛り込みながらやっていくべきではないかなというふうに思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、発達障害の子供たちがふえてきているということで、まだ明確にされていない子供たちが入所してきて、なかなかクラス運営が成り立たないという中で、やはり保育士体制をもう少し強化をしていっていただきたいということでありますので、その辺をやっぱりきちっと調査をしながらやっていっていただきたいというふうに思います。

次に、国保の問題に入りたいというふうに思います。

現在の幸田町の国保税でありますけれども、高過ぎて払いたくても払えないというような状況であります。ますます滞納世帯がふえるばかりであります。

これは、国保税の異常な高騰ということにつながるものでありまして、幸田町の国保

税を見ますと、2人世帯の場合で計算をいたしますと、所得が100万円で14万5,000円、これが14.5%になる。所得200万で23万8,000円、これが11.9%、所得300万円で10.3%というような所得に占める国保税の比率というものが低所得者ほど高い割合になっております。これでは、本当に支払い能力をはるかに超えるというものであります。そもそもこうした事態を引き起こしたのは、国の予算削減にほかなりません。

自民党政府は、1984年の国保法改悪の中で、医療費の45%とされていた定率国庫負担を給付費の50%に改定したものであります。これは医療費の38.5%になり、医療費の45%というのを給付費の50%に変えることで、国保の国庫負担を45%から38.5%に削減をしたものです。その分を保険税負担として加入者に転嫁したのであります。

その後、次々と国庫補助の削減などを行って、2007年には国庫負担は25%にまで引き下げられました。当時50%だった国庫負担が半減をして、この結果、保険税は2倍とはね上がったものであります。

平成21年度は、10%アップという大幅な国保税の引き上げを行った年であります。医療分と後期分合わせて、所得割は5.25、これを5.83、5.83%アップ、均等割は2万7,600円を3万400円、これは2,800円アップ、平等割が2万3,000円を2万5,400円で、2,400円アップ、それで限度額、これを53万円を59万円にとして、6万円もアップさせたのであります。その結果、1人当たりの保険税は、平成19年が7万9,562円、平成20年が8万3,667円、平成21年が9万3,116円と、引き上げが続いております。

国保税の中のこの均等割でありますけれども、今回の質問の内容であります。生まれると同時に税が課せられる内容でありまして、負担能力のない子供に税を課すものであります。この均等割をせめて18歳未満の子供については対象としない、その分を一般会計から繰り入れて国保税の引き下げ、こうしたことができないかということでございます。

そこでお聞きしたいわけでありまして、平成21年度決算によるものであります。4,546世帯、8,784人に対して、18歳未満の子供の数は何人かということでもあります。

次に、均等割、医療分と後期分を合わせたものが3万400円ありますが、この3万400円を18歳未満の子供たちを対象にしないとするならば幾ら必要かということでもあります。

次に、一般会計の1人当たりの繰入額でありますけれども、この平成21年度は1人当たりの繰入額が5,306円となっておりますけれども、そうした点からすれば、県下平均の中では中くらいになるわけですが、その辺について、もう少しこの繰入額を引き上げる、そして国保税の引き下げを実現すべきではないかというふうに思うわけでもあります。その点について、順番にお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 子育て部分で町長が後ほどお答えになられるかと思ます

が、国民健康保険のほうを先に私のほうから御報告させていただきます。

まず、18歳未満の子供の数と、こういうことでございます。国保に加入をされておる18歳未満の子供は、本年4月1日現在で1,080名でございます。

それと、この方々に対して均等割を、減免をすると幾らかかるかと、こういうお尋ねが2点目であったかというふうに思います。

これにつきましては、議員おっしゃられるように、医療、それから後期高齢を含めて3万400円になりますので、それと現在、基盤安定で7割、5割、2割の法定軽減を受けている方々もお見えです。それらも考慮いたしますと、約3,000万円近い金額が必要になるかなというふうに思います。

議員おっしゃられるように、これをそのまま減免をするということになりますと、残った被保険者がその分を負担をしなければいけないということになりますので、一般会計からの繰り入れということになりますと、そちらのほうでは社会保険に加入をされておる方々も払っておられる税金を納めるわけでございますので、そういう方々から見ますと、自分たちの保険料も払って、さらに税金が国民健康保険の方に使われると、こういうようなこともございます。

また、15歳から18歳までの方には、社会保険に加入されている方は、直接払っておられるということで、これをすぐさまやりますよというわけには、ちょっと無理があるかなというふうに思っております。

それと、一般会計からの繰り入れ、おっしゃられますように、5,306円、被保険者1人当たり5,306円が幸田町の一般会計からの法定外の繰り入れであります。

この繰入金額につきましても、町村の中ではほぼ真ん中でございますので、私どもも昨年から特別枠で1,000万をお願いをして入れておるところでございますので、当分、今後、国保におきましても広域化等が検討されておりまして、その中でこの一般会計からの財政水準のばらつきとか、そういうものがネックになってきておることもございますので、しばらくはこの水準で参りたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの丸山議員の児童クラブ等のマンモス化の解消という件で御回答を申し上げたいと思いますけれども、中央小学校では、現在、体育館の建てかえを行っております、多少、2クラスのスペースを確保しているということでございますけれども、全体において、6クラブとも定員に対して1.35から2.4倍ぐらいの全町的なものがあるということで、非常に大変厳しい状況かなと思いますけれども、中央小学校だけに限らず、あいている施設と申しますか、そういうところへ行っていただきまして、必要に応じて他施設の利用も考えながら利用等を検討する必要もあろうかというふうに思っております。

すべからく全員の皆さんをゆとりのあるところで入れて差し上げたいわけでありまして、全体にばらつきもございまして、そういうところで当分の間辛抱いただくというようなことをお願いをしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 福祉部長、問題がすりかえじゃないですかね。

一般財源から繰り入れれば、ほかの人たちの税金が使われることになるよということを言われますけれども、そういう答弁はすりかえ答弁じゃないですか。

国民健康保険というのは、自治体が行わなければならない保険制度ですよ。そういう中で、各自治体が国保を運営をしていると、国保に加入する人たちについても十分御承知だというふうに思います。

社会保険等は、会社の企業からの繰り入れがあって、その中で運営をされているわけです。ところが、国保について言えば、そうした企業主負担というのがない。ですから、一般会計から繰り出しをして、そして運営をする。それがすべて加入者負担になってくれば、もっと高くなって、とても払い切れないという、これではますます国保が破綻してしまうと、こういう内容になるものじゃないですか。

ですから、せめて担税能力のない18歳未満の子供たちについて言えば、この均等割を免除するという事で国保税の引き下げを行いませんかという内容であります。

一宮市は、ことしの4月から、この均等割について言えば、3割減免という形で条例提案をし、そしてそれが実施をされております。

そういう点からすれば、このこうした子育てに優しいまちと、町長が言われる、そういうことからすれば、この国保税の均等割の減免、これについてお尋ねしたいと思いません。

○議長（鈴木三津男君） 質問者に申し上げます。制限時間を超過いたしました。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 私、すりかえだとおっしゃられたわけでございますけれども、そういうことに結果としてはなるんだよというつもりで御答弁申し上げたところでございます。

議員おっしゃられるように、協会けんぽ、あるいは組合健保には、事業主等からの負担金が入っております。しかし、国民健康保険にはそういうものがないかわりに、国・県がルール分として、基本的には5割相当分になるまで、特別調整交付金も含めての話でありますけれども、それだけの予算が投入をされ、運営をされておるところでございます。

確かに、担税力のない方です。子供は収入は生みませんが、国民健康保険の課税の仕組みが基本的には応能割と応益割、生まれた瞬間から国民健康保険の保険給付という益を受けるわけでございますので、この部分において、今度は保険運営のための費用を負担していただく部分では、益がある以上、ゼロにはならないというのが国民健康保険の考え方であるので、その点は御理解を賜りたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

---

再開 午後 2時03分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、酒向弘康君の質問を許します。

2番、酒向弘康君。

○2番（酒向弘康君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まずもって、大須賀町長、町長御就任おめでとうございます。

町長として当選直後の力強い第一声が新聞記事にも紹介されていました。「幸田町をより幸せなまちにする」、また「清潔で機動力あふれる町政運営」を上げられておりました。

地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しく、町民のニーズも多種多様であり、大変難しいものがあるかと思えます。町長として強いリーダーシップを発揮され、町民のための行政を念頭に町政のかじ取りをされることを切望するものであります。今後の御活躍を御期待いたします。

それでは、質問に入ってまいります。

大きい項目として2点について伺っていききたいというふうに思います。

今の段階で具体的な数値や具体的な中身を出されることが難しいものは、構想の骨格や取り組みの考え方についてお答えをいただきたいというふうに思います。

まず、1点目の項目であります。西三河の自治体は製造業の恩恵を受け、全国でも屈指の健全な財政を維持してまいりましたが、未曾有の経済危機により、どの市町も厳しい財政状況に陥ってまいりました。

近隣の岡崎市、また知立市、高浜市の3市が本年度より国から地方交付税を受ける交付団体に転落をいたしました。

本町も急激な税収の落ち込みにより、財政の豊かさを示す財政力指数が昨年の1.47から1.15と、大きく落ち込んできております。経済の動向も景気の先行きも不透明であり、雇用の悪化や高齢化により社会保障費の増大も予想され、大変厳しい状況であることは、行政も住民も共通認識であるというふうに考えます。

今回、町長が公約に行財政改革の推進を示され、議会初日の所信表明でも「徹底して無駄を省き、行財政改革によってピンチをチャンスに変えるため、8つの誠の改革の実現を目指していきたい」というふうに表明をされました。

そこで、行財政改革に絞って質問をさせていただきます。

町長にお聞きをいたします。現状認識と行財政改革を進めていかれる強い思いと、その御決意をお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それでは、酒向議員に、今お話のありました件について御回答を申し上げたいと思えますけれども、先ほどは過分にありがとうございました。

行政改革というものを一番トップに上げてきたというのは、先ほど酒向議員がおっしゃったように、財政状況が非常に悪い、非常にあれもこれもと言っている時代ではない、中から本当にやるものだけを精査しながらやっていかなければいけない時代であるということでございます。

行財政改革の中には、あらゆるいろんなことを想定しながら、事業仕分けということで、それを一番キーポイントとして今回やってみたいというふうに思っております。4

00幾つある幸田町の事業の中で、その中から本当にこれは将来的にもやっていかなければいけない仕事なのか、これは民間に任せようがいいんじゃないか、そういうものを取捨選択しながら、新しい幸田町といいますか、厳しい中で次の一步先の幸せを求めるといような感じでいきたいというふうに思っております。

ですから、行政改革につきましては、非常に厳しい痛みを伴う、そういう状況下があるかと思っておりますけれども、私は痛みを伴うかもしれないけれども、それはぐっと我慢して何とか幸田町の財政が健全で次の世代に送っていかれるような、そういうまちにしていくためにも、いろんな面で内容を取捨選択しながら頑張ってみ直して行政改革を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 御決意をお伺いいたしましたが、具体的には、今、答弁にもありました「徹底した事業仕分けの実施」を前面に出され、町長選挙も勝ち抜かれてこられたわけでありませう。

新町長におかれましては、まさに今の立場が前例踏襲主義の見直し、過去からのしがらみのない新たな視点で事業仕分けに取り組むには、願ってもない機会であるというふうに思います。その取り組みについてのお考えを明らかにしていただきたいと思っております。町長が示された事業仕分けへの思いをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 事業仕分けにつきましては、私もことしの1月だったか2月だったですけども、滋賀県の草津市に参りまして、事業仕分けを見てまいりました。そのときは、仕分け人は河野太郎さんで、あとは内閣府の方たち、それから5人ほどが最終的な仕分け人でございますけれども、その周りに、市の中で40人ほどあったと思っておりますけれども、市から公募で選んで、それに公募によって来られた方が仕分け人の最終的な補佐という形で、5人が仕分けしたのに対してまたほかの人たちが再度仕分けをするというような形で、非常に真剣なまなざしで仕分けを行っている中で、私どもも一緒になって見てまいりました。

それによりますと、やはり今のような時代の中で、非常に混迷の中で、どうして自治体が生きていこうかということになりますと、市民なり町民なり、そういう人たちに現状を十分に見ていただく。見ていただいて、幸田町はこういう状況ですよということで、それを見ていただいて判断をいただく材料をつくる。最終的には議会に上げまして、最終的な決定をいただくわけでありませうけれども、そういう意味で、新たな事業仕分けというものが一つの大きなキーポイントになるというふうに思っております。

これにつきましては、本当に一生懸命これについてやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 事業仕分けというのは、構想日本という非営利のネットワーク組織が提唱し、今では県・国・市町村に至る自治体で実施され、注目される中、実際に大きな効果を上げております。

地方自治体においては、事業仕分けは本来議会が行うべき仕事であり、その点でそぐ

わない、あるいは難しいという人もおります。

私はこう思っています。議会はチェック機能プラス提案機能である。事業仕分けは、まさにチェック機能であるというふうに思います。この二つがよい作用を生んでいく、そんな仕組みにすれば問題はないというふうに考えております。

個々の事業ごとに現場の声や実情に基づいて事業の必要性や本来あるべき姿の原点に立ち戻り、あれもこれも事業を広げるばかりではなく、優先順序をつけて、あれかこれかを選択しなければ、立ち行かない時代になってきているのは明らかであり、そうした今こそ事業仕分けが重要になってくるというふうに考えます。

町長は先ほど事業仕分けを行政視察され、実際にごらんになったということをお聞きいたしました。実際にごらんになられたときの感想がありましたら、またお聞きしたいと思います。

続いて、総務部長にお聞きしたいと思います。

本町の何人かの職員の方も事業仕分けを見学・傍聴されたというふうに聞いております。その参加された職員の方からどのような報告を受けていらっしゃるでしょうか。また、それを聞いた感想もお聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 事業仕分けの内容でありますけれども、一般的にはよく事業仕分け、事業仕分けと言って、パフォーマンス的な要素でとられてしまうということもありますので、そういうことではなく、実態がある事業仕分けを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 視察に行ったのは、昨年12月20日に滋賀県の草津市へ見学・傍聴に現町長も含めて3名の職員で視察をいたしております。その報告でございますが、住民が仕分けにかかわるということが非常に大きな意義があるということでございます。日ごろから事業評価を繰り返して、適正に事業を実施することが大切であるということを報告として受けております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 部長の感想もお聞かせくださいというふうに申しましたが、もしありましたら後ほどお願いいたします。

私はことし3月議会の一般質問でも、事業仕分けの導入の提案をさせていただきました。前町長は「前向きに導入の検討をする」という答弁であったかというふうに思いますが、それ以降も全国の自治体でこの事業仕分けを取り入れるところがふえ続けております。

愛知県内でもことしに入り、6月に高浜市、8月に常滑市がそれぞれ市民が参加する中で行われておりました。

安城市長も、この9月議会、先週に事業仕分け導入を明言されております。私も6月19日に行われました高浜市の事業仕分けの実際の現場に傍聴に行っていました。A・Bの2会場で実施され、市民や傍聴者で用意されたいすはほぼいっぱい座れないほど、関心の高さを肌で感じることができました。

高浜市では、18歳以上の約60人の市民が市民判定人ということで事業仕分けに参加をしていました。

また、来年度予算で約12億円の財源不足が見込まれております常滑市では、事業仕分けの実際を見た市民からは、「常滑は歴史があるだけに、なれ合い、慣例ということで前年どおりに行うことが多い。今回の事業仕分けでほかからの目で見ることにより、常滑の常識がいかに非常識であったかということがわかった」というような感想も紹介されておりました。

この事業仕分けを実施することは、事業仕分けのもう一つの効果として、職員や住民の意識改革が上げられております。事業仕分けをされる自治体の職員は、議論を進めるうちに気づきが生まれます。また、傍聴に来ている住民は、行政サービスには相応の税金がかかることを改めて認識をいたします。事業仕分けが結果よりも議論のプロセスをも重視しているゆえんであります。

このように、事業仕分けにより効果が期待できることは他の市町でも証明されつつありますが、本町で事業仕分けを実施する考え方として、実質の財政上、経費を浮かせ、それを捻出するための手段なのか、あるいは町民・職員の意識改革のための手段なのか、どちらに重きを置かれ進められるのか、お聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほど、視察見学をした職員の報告のみということでございましたが、私自身は酒向議員の質問に3月議会でお答えしたわけでありまして。「調査・検討はするが、一段の景気後退がない状態では実施しません」というような答弁だったかと思えます。

しかし、その後、町長も変わられ、経済の動向も非常に好転しないという状況の中で、こういった事業仕分けについての取り組みが具体的に進めていかなければならない段階に来たのかなというふうには思っております。

ただ、草津市もそうなんです、パフォーマンスに終わるということは、やっぱり心配しておるわけでございます。しかも、この新しい事業仕分けという手法を行政に導入することによって、行政が混乱をするというような問題、そういったところがちょっと懸念としてあるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行財政改革につきましては、職員の意識の考え方とか、業務の進め方とか、いろいろあろうかと思えますけれども、行財政改革をやることによってお金が浮く、浮くという言い方はちょっとあれですけども、経費が少なくて済むという考え方以前に、やはり人間の意識構造の改革が後々一番大きな材料になるだろうというふうに思っております。

私もあれを見まして、例えば300万、400万の事業仕分けをやるんですけども、そのお金が、例えば年間100万、200万浮く、そんな問題じゃなくて、全体のあそこにいた人たちの意識、それが大きな変革を生むだろうということを感じましたので、そういうことで、幸田町においてもそれをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 意識改革も重きを置きたいということでもあります。その目的によって、進め方や方法、あるいは回数等々も変わってくるかと思えます。よく方向をしっかりと見きわめていただきたいというふうに思います。

次に、行財政改革を進めるに当たりまして、町長の強いリーダーシップが必要なのはもちろんのことではありますが、職員の意識、考え方、そして業務の進め方をしっかりと身につけていく。そのためにも、社会的視野を広げるため、民間企業や異業種研修も有効かというふうに考えます。職員の人材育成をどのような方法で進められるのか、お聞きいたしたいと思えます。

同時に、職員を中心に進められております現在の行政評価、事務事業評価は今後どのようにされるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 人材の育成計画につきましては、平成22年3月に幸田町では「人材育成基本方針」というものをつくって、その中で進めていくわけではありますが、将来を想像する職員ということで、高度な知識というものも当然持ち合わせなければいけないし、豊富な経験、そういうものも必要だと思えます。それから、一番大きいのは、社会変化、社会情勢の変化に十分対応できるか、自分自身が幸田町というまちを将来どうしようかという大きなビジョンを持って、そういう形で職員自身が自分自身の頭の中でそういうものを広げてやっていかないと、以前からの踏襲で終わってしまうというようなこととなりますので、大きな広い視野で物事を見るということが大変必要であろうというふうに思っております。

それから、チャレンジ精神といいますか、使命感を持ってとにかく仕事をする、チャレンジしてみるという、そういう精神のある職員、前例にとらわれず、常に問題意識を持っている、とにかくそういう問題意識を持って常に何かを考えていく、そういうような職員がとにかく行政改革だとか次の幸田町を背負って立つ人間になろうかというふうに思っております。

それから、事務事業の評価でありますけれども、これはもう当然、町の職員でやるべきではないので、外の方でやっていただく方向で見ていただくというふうな方向もひとつ考えなければいけないだろうと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 午前中もありましたけれども、職員が施策等をつくっていく、今後の幸田町を背負っていくような考えも必要な人材が必要かと思えます。人材育成も町長の大事な仕事でありまして、それが町の財産にもなっていくというふうに考えます。しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

高浜市の事業仕分けの対象は、平成22年度の一般会計と特別会計に計上された計370事業のうち、事業費が10万円以下だったり、外部の視点から意見を聞く余地がないと判断したものを除いた40事業を対象に仕分けをされました。

例えば、市民相談窓口の業務委託、私立高校授業料援助、農業センター維持管理等々、多岐にわたり予算項目ごとに外部の視点で、かつ公開の場で行われました。

仕分け結果は市長へ提言され、来年度の予算編成に反映されるということでした。まさに、市民直接参加型の事業仕分けを間近に傍聴し、その威力というものを肌で体感することができました。

政策における施策は、住民への意識や習慣づけなど仕掛けが多くあります。このため、一応の目的は達成された、または役目を終えたということで、発展的終了をすることも必要であります。

しかし、これらの中にはしがらみも多く、なかなかやめられないものや、その施策が行事になってしまっていることもあるかと思います。大事なことは、何をやるかではなく、何のためにやるかだというふうに思います。

実際に実施された自治体では、市民に公開することと市民に意見を聞く、あるいは高浜市の公募の市民判定人、常滑市の行政に詳しい市民判定人など、判定をしてもらったりしております。

事業仕分けの実施に当たり、多くの工夫や新たな独自の進め方をしています。本町で実施する際、基本的な考え方として事業仕分けに外部機関を利用されるのか、評価や判定人の人選など、どのような形で進めようと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。また、公開されるなら、どのような形で公開されるのか、この点についてもお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 確かにおっしゃるとおり、行政評価は何のためにやるのかという、大きな問題だと思います。

基本的な考え方として、一つの例として構想日本、これは草津市のところでも構想日本というところがやっていたのを私は見ましたので、そういう構想日本の中には、東京都の職員とか、それから例えばこの辺の近くですと、蒲郡市の職員に構想日本の仕分け人が1人います。そういういろんなところの職員も入りながら、県の職員、国の職員、民間の人というのが交じって評価人ということになっていますので、一つの例として、構想日本的な、そういうところの委託をしてやるということも一つの方法かなと思っております。

効果を公開して皆さんの前でそれをやるという方向でいきたいというふうに思っております。公開でやっていくということ。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 同じように、ポイントは広く公開して進めることが大事かというふうに思います。

次に、自治体の事業は、その自治体ごとに置かれている状況や環境などにより事業化され、施行されるわけですが、単純な比較をお願いしたいと思いますが、近隣市町の予算上の事業数の比較ができる資料がありましたら、お聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 近隣市町の会計上の事業数でございますが、把握いたしておりません。

この事業数につきましても、各自治体まちまちの分類、仕分け方法で事業数があると

思いますので、単純に数の比較ができるかどうかという問題もあります。何にしましても、そういった会計上の近隣市町の事業数については把握いたしておりませんので、申しわけありません。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 把握されていないということですが、難しい仕分けというか、分け方が難しいのかなと思いますが、では幸田町の事業数についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 年度によってその事業数は変動するわけですが、400を超す事業数ということで把握いたしております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 400ぐらいだろうということで、高浜市の370事業を上回るぐらいかなというふうに思っております。そのうち、事業仕分けでどれぐらいの事業を対象とされるのか、その規模、あるいはやり方、計画がございましたら、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） そういった具体的な事業仕分けの対象事業とか、仕分けの方法については、今後調整させていただくということで、今現在のところ具体的なものは持っておりません。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） まだ計画中だということによろしいかとは思いますが、事業仕分けの効果は早い段階から反映され、効果があらわれることを期待するわけですが、今後の計画として実施をされる時期、その計画はいつの予算から反映されてくるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 本当はできることならすぐの補正予算を対応してやるべきだろうというふうに思うわけでありまして、全体の予算がまだ十分に見切れていない状況でございます。

次年度の予算にこれを計上いたしまして、次年度中にやり、実際に本当に動くのは24年ということになるかと思えます。本当にちょっと時間がかかってタイムリーではないということだと思えますけれども、慎重にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） できれば、スピードを持って実施の方向で検討を前向きにお願いしたいというふうに思います。

町長は、「徹底した事業仕分けで財政の無駄を省き、不景気を乗り切る」と言われました。無駄を省くことは、民間企業では一丁目一番地の活動であります。

しかし、行政となると、住民から本当に喜ばれている施策の縮小や廃止については十分精査され、本当の無駄をしっかりと見きわめて進めていただきたいというふうに思います。

住民の皆さんからは、当然あったほうが良いという意見も多く声として聞こえてくるかと思いますが、その点についても町長の御決意をお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 本当におっしゃるとおりで、早くやりたいというのが一番気持ちでございますけれども、なるべく早くやるような方法で検討していきたいと思っておりますけれども、本当の無駄を見きわめなければいけないということでもありますけれども、町民の多くの方は、あれもこれもということで、あれもやってほしい、これもやってほしい、これはやめてはいかんということがあろうかと思っておりますけれども、それはあるところで非情にも決断をしなければいけないことがあるというふうに思っております。そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） その点、公平・平等な考え方で進めていただければというふうに思います。

事業仕分けで先進する滋賀県高島市では、予算総額の約1割に当たる20億円余りの歳出削減に結びつけたと効果を公表しております。県下の不交付団体では、幸田町が最初の事業仕分けを実施する自治体となります。町長の所信表明の「一歩先を見た幸せなまちづくり」と一致するものだというふうに思います。ぜひ、町長として強いリーダーシップを発揮され、住民が応援するような形で、幸田町らしい事業仕分けを成功させていただきたいというふうに思います。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

本年度当初予算は、先ほど触れましたように、現下の厳しい財政状況を反映し、収入の基幹項目である町税は大きく減少し、中でも法人町民税は1億円に満たない8,600万円と、過去のピークだった決算額22億円の20分の1以下と激減しております。現状のままでは、将来の財政運営に大きな不安を抱かざるを得ない状況であります。

このため、行政コストの削減に取り組まれているわけですが、もちろんこういったコストの削減、無駄を省いていくということは非常に重要なわけですが、それとは別に町の税収、自主財源をこれまで以上に確保していく取り組み、税収そのものを伸ばす、将来を見据えた中長期ビジョンも必要であろうかと思っております。こういった自主財源の確保の考え方、アウトラインについて、町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 自主財源の問題につきましては、一つは、徹底的な行政改革による、その改革から生み出すものと、新たに今現在いろんな企業さんが動いておるわけがありますけれども、新しい企業さんのお力をかりるとか、そういう企業の誘致等々、そういう形での安定した税体制をつくっていく、それから農業だとかいろんな問題があるわけがありますけれども、そういう新規産業の誘致、そういうものが一番大きな問題の税収増加、そういうような形になってくるだろうと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 町長の所信表明の中にも、産業が活気づく豊かな都市整備も上げられております。

産業振興施策は、自主財源確保のためには欠かすことのできない大きなファクターだと思いますし、持続性のある町政運営に欠かせない課題だというふうに思いますが、産業振興策に向けた取り組みの考え方、スタンスについてもお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 産業振興策でございますが、産業には農・工・商があるわけですし、私どもは工業の企業誘致という点で、企画政策課で対応しておるわけですが、引き続き今後自動車関連産業の集積を進めるという一方、やはり今回の税収の変動もあるように、一つ、産業では大きく景気の動向に左右されるということもございますので、他業種の誘致も進め、税収の安定化を図っていく必要があるのではないかとこのように思っておるところでございます。

新規産業ということで、どういったものが今後考えられるかということでございますが、車の関係でいけば、ハイブリッドだとか電気自動車といったようなものが今後の次世代の自動車として今後発展するだろうということでございますので、その関連産業、さらには中部国際空港開業を契機に、やはり航空機産業といったものがこの三河にも進出可能ではないかというようなこと、さらには高齢者社会が進む中での医療機器分野の企業の立地といったようなことも、幅広く、外資系企業も含めて、その誘致活動を展開していく必要があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

特に、この現在の不況の中でございますので、特定な業種に絞って誘致を図るということは非常に可能性が薄いわけでございますので、幅広く分野を広げて誘致活動の展開が必要ではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 具体的には町長は、3駅を拠点とした新規産業誘致や休耕田を活用した農業の再起動など、産業振興を図っていくとされております。

農林畜産業では、担い手不足と耕作放棄地の拡大が顕著となっております。このため、新規就農者の育成や支援などに取り組むとともに、耕作放棄地の解消に向けての対策も待ったなしの課題であるというふうに考えます。

6月議会の補正予算のイチゴ栽培の新規就農者に対して補助をする経営体育成事業のような支援が必要だと思います。この制度を利用された新規農家の方が現在どのように取り組まれているのか、現状と進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 第2回の定例会において予算の補正をお願いしました新規就農者への助成の状況でございますが、現在は西深溝地内でハウス3棟13アールでのイチゴを栽培のためのパイプベンチ、それから配管設備などの公設栽培施設の設置がおおむね完了いたしまして、今後の定植作業に向けての準備を現在されているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 幅広いこういった支援が必要かというふうに思います。

農産物をつくる1次産業から、これらを加工する、そして販売するといったところに結びをつけて、町内産品の高付加価値化、ブランド化も振興策の一つだというふうに思

います。

特に幸田町の筆柿、ナスなどは、全国的なブランドだというふうに思っております。今後、この幸田町の特産品を大事にして、このブランドを維持・拡大していくといった取り組みについて、各方面の方々との協力体制も必要かと思いますが、そのやり方についての考えがありましたら、お聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 町内産物のブランド化、特に筆柿、ナスにつきましては、今までもいろんな消費宣伝活動のほかに、筆柿の化粧箱の制作だとか、市場へのPR対応にふるさとパックの制作、ナスにおきましては、レシピづくりや企業とコラボしましたレシピの公表等を行ってきております。

今後につきましても、筆柿につきましては、短期集中でなく、販売期間を長くするため、それから付加価値を高めるために冷蔵の筆柿や樹上脱渋というようなことに取り組みまして、ナスにつきましては、筆柿選果場での袋詰めができるかどうかというような検討、それから従来の千両なすから単為結果性とげなしなすと、通常とげなしなすでございますが、これの転換をされていくということに合わせまして、「とげなし美茄子」というような商標名をとりまして、販売に力を入れていくようにということも考えております。生産者やJA、それから経済連、販売をしていただく市場関係者の方たちと協力いたしまして、ブランドの維持・発展を図っていくように努めていくように考えております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 今後とも知恵を使ったブランドの維持拡大ということも非常に大切かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、税込増加という視点から、農業振興も企業育成にも行政のサポートが必要になってくるわけですが、町内企業の育成と新産業の企業誘致を推進していくという考えも町長は示されております。

企業誘致や流出防止を含め、特に中小企業に対する支援は重要であり、金融支援、新産業の創出、既存産業の高度化等にきめ細かく取り組む必要があると思います。

現在、本町の新産業創造を推進するため、先ほどの新規就農者支援のサポートのような立ち上げから開発・実用化・事業化に至るまで、それぞれの段階に応じて支援をする幾つかのメニューがあるかと思いますが、現状の支援についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 企業へのサポートの制度でございますが、特に町内の産業育成支援のための事業が主でございます。町の企業集団連絡協議会、商工会の商工業指導改善事業等に対しまして、町として補助金を交付しております。そうしたものを生かして、商工会では、各種の事業者や工業団体の方々の育成指導を行っていただいております。

それから、経営改善の普及事業といたしまして、講演会だとか講習会の開催、あわせて経営相談等も実施していただいております。

町といたしましても、こうした企業経営をサポートするために商工業資金等の融資あ

っせんや、また融資に伴います信用保証料が発生するわけでございますので、その信用保証料の補助を行っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 企業の誘致ができれば雇用が期待され、税金も固定資産税など、あるいは法人住民税等々で税金が見込まれるわけであります。

本町は1兆4,000万円を超える工場生産出荷額を誇っております。この数値は幸田町単独でも長崎県や宮崎県の県全体に匹敵するほどのもので、これを見ても企業が活性化しているまちと言えらると思ひます。

しかし、2年前のリーマンショック以来、自動車関連産業や家電産業など偏った産業構造により、好調時には法人税はどんどん入ってまいりますが、これらの産業の落ち込み時には税金収入は非常に厳しいものになります。

このため、多様な産業を誘致し、育てていくまちづくりを進める必要があると思ひます。地域をリードしていくような企業を誘致し、また育成していく。このことは、本町における将来の財政運営、さらには経済、雇用環境の向上にも多大な効果があることは言うまでもありません。

本町の経済を支える産業が将来を見据え、前向きに取り組めるように誘導し、活力がみなぎる産業のまちづくりを進めるためにも、新産業の創出を誘導する取り組み、雇用機会の拡大の環境づくりを進める必要があります。

本町のこれまでの企業誘致や新産業創造への取り組みの実績と成果をどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 幸田町の歴史は企業誘致の歴史と言うぐらひに、企業誘致を昭和40年代から盛んに進めてきたわけでございます。その結果として、今の幸田町が存在するわけでございまして、県下有数の財政力を持つ町村の一つとして今あるわけでございます。

そういった意味で、こういった過去の企業誘致の評価としましては、安定税金の確保が実現できたということ、さらには定住人口の増加も近隣以上に3万8,000人という、そういった人口規模にも成長してきたということ、さらには企業の進出によって雇用の機会も多分に確保できたのではないかとこのふうな地域経済の活性化が企業誘致によってなされたという評価はいたしておるところでございます。

今後も、引き続きその路線を踏襲をして、より一層幸田町の企業誘致条件の優位性を充実させていくということと取り組みたいなというふうに思っておるところでございます。

というのは、幸田町の企業誘致をする際に、やはりアクセスが非常にいいという点、さらには工場用地が容易に安く取得可能であるといったようなところを売りにしての企業誘致を、このところ、民間開発ではありますけれども、進めてきたわけでございませぬ。

それらをさらに引き続き中身を充実させて、ほかの自治体も同様な企業誘致の取り組みをしておるわけでございませぬので、そういった中で幸田町を選択し、幸田町へ立地す

るというような企業を数多く確保していくには、そういったものも取り組んでいく必要があろうかと思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） さきにも申しましたが、全国でもトップレベルの工場生産出荷額を支えている企業を持つ幸田町として、町独自の支援体制など、特殊ある、魅力的な町独自の施策があってもよいのではないかというふうに考えます。

企業誘致、起業誘導、この起業というのは起こすほうの起業ですが、地場産業や既存産業のステップアップ、あるいは技術開発の支援策を手厚くしたり、税の免除など、強い支援制度が必要と考えます。現状の企業基盤にプラス、今の時期に次の収穫のための種をまいておく、このことが持続できるまちづくりと考えますが、この点について町として計画的な工場用地の確保、あるいは手だて、これについての考え、また課題がございましたら、お聞かせをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほども触れたわけですが、企業誘致を進める際に幸田町の特徴として、交通アクセスがいいですと、さらにその交通アクセスの充実を図っていきますよということでも今後取り組みたいなということでもあるわけですが、

そういった具体的なものとしては、例えば23号線の延伸ですとか、新駅の開業、こういったものが交通アクセスの充実だと思っておるところでございます。

さらに、用地の確保という点でも、行政がバックアップしてそういった企業誘致を推進していくという形、さらには企業が立地すれば従業員がそこに住むわけですので、そういった居住環境も整備を図る、宅地供給を積極的に行っていく必要もあろうかと思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 今後、本町を特色あるまちにしていくため、本町の特徴であります人口増加をしているまちを生かし、さらなる発展を目指しながら、町民が安心して暮らせるまちにすることが住民の願いであるというふうに思います。

昨今の厳しい財政状況の中、景気の状況に左右されない、固定資産税をさらなる定住化を図ることで安定的な税収の確保する施策も必要と考えます。町が目指す定住化施策の考え方をお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 定住化対策につきましては、幸田町はおかげさまでいろんな戸建ての住宅開発をやっておりまして、本当に多くの方がすぐ来ていただいて満杯になるということで、それでも一つは町が魅力があるまちかなという感をしておるわけでありませう。

今後は、バスだとか公共交通機関、名豊道路だとか、そういうアクセスの環境もよくしながら定住化政策をとって、ほっとするまちづくりを進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 先ほど部長からもありました、本町は交通拠点としてJR、23号

線バイパス、248号線など、他の市町にない地の利があります。この条件を存分に生かした産業の活性化や産業基盤の充実が次へのステップアップになると思います。

町長自身、「未来は待っているものではなく、作り出していくものだ」というふうに言われました。私はとてもいい言葉というふうに思います。

限られた資源の中、緊急性・必要性・効果等を踏まえた施策をスピードと実行力で幸せのまちづくりを進められることを切望し、私の質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時56分

---

再開 午後 3時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、大嶽 弘君の質問を許します。

3番、大嶽 弘君。

○3番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、質問を始めます。

きょうのテーマは二つでございまして、景観と交通安全、それから地域主権と地方分権、この2点についてお尋ねをしていきたいと思います。

最初に景観と交通安全ということですが、ちょっとなじみが弱いかなとは思いますが、ことしの7月28日に町民会館でふるさと町民講座が開設されました。このときに、講師がいろいろ幸田町の思いとか状況を、町民でありながら、町外からの目線を入れながら、優しくわかりやすく話がありました。

そのときの話としては、幸田町は北に京ヶ峯から山を抱え、そして南に海を眺めながら、西から、先ほどの話もありましたが、23号線という交通アクセスがある。そういう立地条件が京都の風水に似たような、そういうよい立地条件がある。そして、星が見えて、川があり、農作物も豊かに実る。こういう幸田町の長所、自然の恵み、そういうものを感謝しながら幸田町の人間は生きていく、そういうすばらしい地域であるというような話がございました。

分析すると、確かに本当にそうだなという気がいたしますが、欲を言えば切りがないのでございまして、最初にお尋ねしたいことは、町としまして現在の幸田町の長所・短所というものを大きくとらまえてどのように認識しているのかというのが一つ、それから次に交通安全面から見て、近隣市町と比べて幸田町はこういうところに力を入れて対策を講じているとか、こういうところはほかに負けていないよとか、これからこういうような課題に直面しているけれども、これはこういうふうな格好で対応していくよというような観点から、長所と短所についてわかりやすく回答いただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 川口文夫さんの講演、私も聞かせていただきました。川口さんの語りは、純朴な農村地域が今日こうして発展した幸田の思いも熱っぽく聞かせていただき、議員と同じ思いです。

議員の言われるように、その講演の長所というのは、やっぱり地政学の立場から、

山・緑・川があって、平地があって、幸田町、非常に、私たち農業土木もやってきたもんですから、ため池、大井池初め不動ヶ池や各地にうまく配置されて、役場の周辺もため池があって、中央公園にもそうで、そういったふうで、非常に地形・地物の変化が多岐にわたっていて、日本の発達は全国で財政力指数1位の飛島村というのが、昔は海岸を埋め立てて、神戸でもそうですが、愛知県も京浜もそうですけれども、いろんな形で、ところが近年ではそんな大型の事業はできませんので、やっぱり地形が変化していると、山と平地がヤツデのようになっている、そういったところが非常にうまくバランスよく工場誘致や、あるいは住宅団地や、形がうまく、そういったところが非常に地政学的にすぐれたところだと思っております。

短所というのは、430メートルの遠望峰山から5メートル内外の菱池遊水地、しかも距離がなくて急峻でございますので、災害、町長が掲げて「災害に強いまちづくりをする」ということですが、一たび、一昨日が東海豪雨から10周年ということで、ちょうど、あるいは当時の2008年8月末豪雨のような集中豪雨が来たときに、非常にこういった、地政学で言えばおもしろいんですが、短所も持っている、こんなふうに思っております。

交通安全は、他の市町村と長所と短所と、こういうお話でした。

他の市町村と国道だとかそういうのは、23号線については直轄国道ですので、国土交通省がやり、248号線は愛知県が行っているわけですが、市町村独自の行政というのは、それほど道路改良にしましても、歩道を何とか自歩道、いわゆる車道と分離をしてつくっていききたいというのは、思いは一緒だと思います。

ところが、熱心にやっているところでは、親切班の行政パトロールを直営班を常時持っている、それから環境パトロールを常時出していると。空き缶が落ちていところ、私も先週の日曜日ですか、クリーン運動に行っても、空き缶なんかあらへんですよ、実際に。たばこの吸い殻やビニール袋。

交通安全と違うところは、そういったすぐれた部分というのは、やっぱり他の市町村にない、この交通安全の視点が正しいのかどうか、道路そのものはそういったふうです。ちなみに、あすですが、野場横落線と岡崎幸田線の交差点、10時に信号を開通させますので、給食センターのほうへ通れるようになります。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 交通安全面も、ほかに比べると引けはとらないというふうな意味合いにとらえましたが、例えば幸田の駅前あたりを見ますと、駅前の道路に歩道もないのか、危ないなという話がかなり出てまいります。幸田町の正面玄関として、そういうものを横に置いておいて、安全面は負けていないということがいいか悪いかは別としまして、また御検討いただきたいというふうに感じております。

それから、昨年、これまで問題がありましたが、問題というか、いい意味での話でございますが、学校周辺のグリーンベルト化というものが、各町外に出ていきましてもかなり目立つようになってまいりました。このあたりも、どこまで広げたらいいかどうかというようなこともまた御検討されるように期待をいたします。

それはそれとしまして、きょうのメーンの話は、町内の景観、交通安全面から見まして、幸田町内をあちこち探索ではありませんが、走り回りますと、かなり県道・国道・町道、いろいろそこによって違いますが、そういう公衆道路の真上にかんりの樹木の枝がかぶっておりまして、雨が降りますと、もうだらっと竹やぶは垂れ下がってくるわ、冬になると雪が落ちてくるわというようなところがかんりあります。夕方になると、道路がほかに比べると薄暗いような雰囲気のところもかんりございます。

また、最近では改善されましたが、夏場近くになりますと、草がどんどん茂ってまいりまして、交通標識にツルが巻きついて、これ何の標識だかよくわからんというような問題、それから反射板がありまして、夜走っていても、草に負けて全然反射してこないという、せっかく立てた標識が意味をなしていないというような場所もかんりありました。

最近ではあちこちできれいにして頑張っている雰囲気がございますが、例えば中央公園の草は、もう一月に1回ぐらいずつシルバーの人がやり、きれいにして、そして消毒をかけております。

すぐ隣の幸田中学校を見ますと、ことし1年かかって、あの周りの草を1回でもとったのかというような雰囲気がかんりございます。あれを生徒さんにみんなで手分けしてとれというのか、用務員さんを確保せよというのかはわかりませんが、同じ幸田町の財産でありながら、かんりの差があります。

そういうものの中で子供たちが学校へ通学しているということでございますが、特にきょうは枝が邪魔になって対向車が見えないようなカーブとか、そういうような面から見て、交通安全対策、子供の安全も考えて、そういうような町内の危険箇所とか、ここは対策を講じたほうがいいのではないかと、すべきだというようなことは、担当部署として把握をして優先順位をつけていかれているのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、歩道整備、それぞれ先ほどお話ししたように、国道・県道の管理者がありますので、それぞれ毎年のようにお願いをして、順次、進めておっていただいております。

それから、小学校のグリーンベルト、荻谷小学校、ことし、幸田小学校、中央小学校の周辺を始めておるわけですが、これは補助事業を受けて、人数も決めて、どの区域を学校と相談して、少しでも通学時に生徒が事故に遭わないように、ここはやっぱりドライバーに視覚に訴えて、どんな狭い道路でも、筋でもグリーンをやるということを取り組んでおります。

それを、今、議員は、草があつたり、カーブミラーが見えなかつたり、交通標識が見えないと、それは言われる時期の問題もあると思いますが、国道なのか県道なのか、私たちは町道を管理しておるわけですが、親切においては、カーブミラーについては、すべてのエリアでやっぱり区長さんや一般の、先ほどお話があつた、竹が垂れ下がって車に当たっちゃうぞというのは、通報があれば直ちに切りに行っておりますし、その辺は少し議員の感覚と違って、そういう場所もあるというお話でしたので、否定はしませんが、より積極的にそういった点、頑張っておるし、草刈りも、この夏場は親切の業務の

大半は草刈りに従事を、しかも直営2班編成で、4人一組で2班と、今は緊急雇用で4人が応援に入っていますので、12名体制で常時維持管理に当たっておりますので、そういった点では、お気づきの点を言っていただければ直ちにやりますし、そこら辺は私たちの目の届かないところは、多くの方のお話を聞いて対応していきたいと思っております。

何にしましても、先ほど来お話ししているように、きめ細かな部分では他の市町村には絶対負けていないと、こういう自負を持っておりますので、行き届かないところは、直接言っていただければ直ちにやりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） だんだん力が入ってきまして、ちょっと困るんでございますが、先ほどの国道・県道・町道だからどうのこうのという回答でありましたけれども、住民は国道でも県道でも一緒でございまして、それを取り次ぐ、そういうものがやっぱり町にもあると思うんです。

そういうものについて、例えば区長会のようなときにいろいろな意見が出たとします。今回、これが、事例が出たということではございません。そういう区長の意見もあります。そのときに、例えばもう一個進めますと、一口、一報してくれればすぐ動くよという問題でございます。それはありがたいことだと思います。

ただ、言わないところ、言えない人がいたとします、知らない人が。そうすると、住民の方は、あちらの区長さんの言うことは聞くけれども、うちの区長の話は聞いてくれない、ここは何だと、こういうような苦情があるわけでありまして、そういう例えば樹木が茂ってくるような時期、区長会で「困るところがあったら、皆さん、ちょっと報告でも」ということで、みんなの前で一口発言をしていただければ、平等・公平な扱いになっていくのかなという気もいたしますので、御一考をいただきたいと思いますが、その点はいかがでございましょう。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） お話、国道だから町は知らないよ、県道だから知らないよということは一切ありません。町の土木の窓口で受け付けて、県のほうへお願いし、あるいは名古屋国道事務所へお願いする、そういったことは直ちにやっております。

一報をくださればというのは、これは私たちは直接現地へ回って日常業務をやっておるわけですので、それでも目につかないところは、やっぱり御連絡をいただかない限りわからないのは、先ほど言われた標識の草やなんかはピンポイントですので、それは通過しちゃったらもうわからないのです。

それから、県道に至っては、西三河建設事務所が管理しておりますが、全線何百キロですか、大体全域を回っておるわけですがけれども、額田の山の中から、これも全域を回り切るには毎日とはとても無理ですので、幸田町へ回ってくるのは恐らく1カ月に1回か2回だと思いますので、そういった時差の問題がありますので、私たち決して逃げるつもりとか、管理者が違ふとか、それから議員が御心配になられるよりも区長さんはもっとシビアに見ておられまして、ただ、足を運ぶ回数違う区長さんがたくさん見えるということです。毎日来る人もあれば、余り見えない人もある、これは現実にあるわけで

すので、そこら辺は、このことが行政サービスが違っておるということは、私はないと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 所管がさぼっているとか、いいかげんにやっているということを申し上げているのではございません。頑張ってやっていただいているのは評価しておりますが、問題は、全部回るわけではいけないんですが、職員は各部署を超えていろいろなところへ出向いておられると思うんです。それを縦割りとか、「おれはこの部署じゃないから知らん」ということではなくて、「あそこは危ないぞ」「あそこ、こんなふうになっとったよ」というような情報交換をできるような、そういう条件がそろると、住民から見たときに、本当に風通しのいい職場だな、協力しようという気にもなるかもわかりませんので、2回もお願いしても全然担当に通じていないというようなことがないように期待を申し上げまして、次に移らせていただきます。

地域主権、地方分権ということでございますが、最近、新聞紙上なりマスコミ報道を見ますと、地域主権、地方分権という言葉が目についてまいります。

昨年9月に民主党が誕生しまして、その政策の柱ということで、中央集権体質から地域主権に変えると、これは前からあったことではございますが、そして国と地方の関係はパートナーシップでいくよという報道がされております。

この地域主権というのは、ぱっと見ると、そうなのということなんですが、一体これはどういう意味なのということになると、なかなかわかりづらいところでもあります。

この地域主権という意味を本町役場としましてはどういうふうに理解・解釈しているのか、それから地域主権、地方主権というのか、どちらが正しいかは別として、地域主権ということをおっしゃいますが、これの本町にとってのメリット・デメリットをどのように理解をしているのか、3点目が、地方分権とよく似ておりますが、これはどういうふうにとらえているのか、この3点について少しわかりやすい言葉で説明をいただければありがたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） まず、1点目の地域主権とはどういうふうに幸田町はとらえておるのかということでございますが、地域のことは地域で決めると、そして実施するということが地域主権の基本であるわけでございます。まさに、自治そのものだというふうに受けとめておるわけでございます。しかし、自己判断と自己責任という、そういうことであろうと。今までは、国・県の言うとおりにすれば国・県が面倒を見てくれるということであったわけでございますが、今後は自治体がみずから判断し、その責任も負うという時代がやってきたというふうに思っておるところでございます。

この地域主権のメリット・デメリットでございますが、メリットといたしましては、自由な発想で行政運営ができるという点、2点目として、一括交付金という非常に使い勝手のいい財源が確保できるということ、さらには権限移譲により、いろんな手続が簡素化されるといったようなこと、これらがメリットとしてあるわけでございますが、デメリットとしても、やはり大きくその一括交付金に頼るという形になっていきますので、その一括交付金が毎年、毎年予定どおり確保できていくのかという問題があるかと思

います。

もう1点は、昔は国の定めた補助事業を国の基準に沿って取り組んできたこと、指導を受けてやってきたということでございますが、今後はそういう国は一切メニューを示してはきません。したがって、一括交付金の活用方法については、自治体が独自に計画していく、そういう計画立案の能力が今後自治体には問われるという点、したがって、今後はそういう一括交付金の事業につきましては、町としても非常に頭を使って対応していかないと、事業の失敗の責任も取るということになっていきますので、そこらはやはりデメリットとして上げるのもいかなものかと思っておりますけれども、難しい点としてあらうかと思っております。

さらに、地方分権の意味でございますが、これは国が6月に策定いたしました「地域主権推進大綱」がございます。10項目の内容を持っており、この大綱でございますが、主なポイントとして、4点ほど直接かかわる内容があらうかと思っております。

その1点は、義務づけ・枠づけの見直しと、自治体への条例制定権の拡大といった問題、さらには基礎自治体への権限移譲という問題、それと補助金の一括交付金化ということ、これらがやはりこの大綱のポイントとしてあるのではないかと、地方分権の基本というポイントであらうというふうに思っておりますのでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 後ほど伺おうと思っておりましたが、一括交付金の話が出てまいりました。一括交付金という言葉はよく聞くんですが、一体どういう意味でしょうか、わかりやすく説明をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 補助事業制度が従来からあるわけでございますが、それには幾つかの条件や制約がある。例えば、補助事業でもセットメニューがある場合がございます。これをやりたければ、もう一つこれもやりなさいというセットメニューでございます。取り組みたくない事業も、本来目的とする事業のためにやむなく取り組むという事業が過去にはございました。そういう事業は、市町村にとって本当は必要でない事業、しかし国が定めておる以上は、それを取り組まざるを得ないということで、取り組みます。それは、当然無駄でもあり、効果も上がりません。そういったものがやはり見直されるということでございます。

それは、ひもつき補助金ということでございますけれども、そのひもつき補助金が今後はなくなるということで考えていただければいいかなと思っております。

例えば、地域振興を考えた場合には、いろんな事業を幾つも組み合わせて展開をして、より地域振興を図っていく、効果を上げるということで地方は考えてくるわけでございますけれども、過去にはそういった幾つもの事業があっても、その中で一つ、二つが補助金の対象事業になって、あとはすべて単独事業で終えなさいということになっておったわけです。したがって、自治体の事業負担は、裏負担も含めて、非常に大きなものになっておった。

それが、今回の一括交付金では、全体事業費の一定割合については自治体が自由に使えますよという枠、2割、3割の範囲で自治体が本当に必要なもの、市町村によって特

殊な事業まで、その範疇で取り組むことが可能だという、非常に自由裁量が認められておるのが一括交付金だというふうに理解をいたしております。

したがって、自治体に即した事業展開が図れるというものが一括交付金ではないかという認識でおるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 最近、一括交付金によって無駄を排除できて、そして財源が生まれるというようなマスコミ報道がされておりますが、まさにそういう不要なものまでセットで送ってきたというようなことがあったのかなかったかはよくわかりませんが、そういうことなのかなということですが、これに関連してちょっと枝葉に入って恐縮でございますが、今の一括交付金の話ですが、一定割合の二、三割を自由に使えるという話があったのですが、これ、何の一定割合なのかということと、それからちょっと初歩的な質問で恐縮でございます。そういう問題と、例えば幸田町では、そういうひもつき事業で無駄な事業でもセットメニューしてしようがないなということがどんな事業があったのか、すぐわかれば示していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今現在、新駅の関係の事業に取り組んでおるわけでございます。この新駅の補助金として社会資本整備交付金を見込んでおるところでございます。こういった新駅、自由通路の関係がその交付金事業の中での基幹事業という位置づけをされるわけございまして、全体事業費が当然あるわけですし、そのうちの一定割合については、促進事業という形で、その事業効果を高めるために、新駅、自由通路をつくって、そういった事業の整備効果を上げるために、さらに2割の自由に使えるお金が配分されるということでございます。

したがって、その2割をいかように使おうと、関連づけができれば、それは市町村の自由判断ですよというものが、その2割だということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 例えば、目的事業の遂行事業のうちの2割、3割を補助するよと、こういうときに補助金がおりてくるというときに、そのおりてきた資金をどうして一括交付金と言うのでしょうか。

意味がちょっとおわかりになりませんか。

例えば、今、新駅事業で例えば11億なら11億の、11か13億かわかりませんが、補助金が来たとします。それを即一括交付金とは言いませんよね。一括というのは、何かと何かをまとめてと、こういうふうに通常は思いますが、一括というのはどういう意味でしょうかということをお尋ねしております。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 従来は、国で言いますと、それぞれ縦割りがございました。建設省の中でもいろんな部局があるわけですし、道路局だ、河川局だ、住宅局だというような、そういう縦割りごとに補助金が今までは執行されておった。それを束ねて一括交付金という形でやるということでございます。

したがって、一つの事業の中に、住宅に係る部分だとか、河川に係る部分だとか、そ

ういったものも合わせて総合的な事業が展開できるということになります。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 理解がなかなかできなくて恐縮でございますが、例えば今の一つの事業をやるときに、縦割りでA省庁、B省庁、C省庁、これが判断というか、決裁がおりたのが2月、8月、11月とまたがってしまったといったときに、それが極端に言えば、来年度に全部おりてくるのであればよろしいんですが、泣き別れもある可能性がありますし、町が予算を編成してから、そういう同じ関連のものが他省庁でおける場合もあるかと思いますが、それはそれとして、とにかく一つの関連事業について、どこの省庁から来ても、それをまとめて一括交付金と言うと、それは各省庁全部に適用になるんですか。

例えば、そういう土木とか建設とか、そういう部分だけになるのか、そのあたりと、それはもう現実に今執行されているのか、来年度からなのか、その辺もちょっとよくわかりませんので、わかりましたらお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 一括交付金を導入するには、事業計画というものを示していくわけでございます。5カ年計画だとかというものを示す中で、その予算の配分は国の財政事情によって年度、年度変動する可能性があります、その配分された予算をどこに使うかは、自治体の自由です。当然、当初の計画に示した事業の中での執行になるわけですが、その辺はあらかじめ予算枠だけが国から提示されて、その範囲で自治体が都合のいい使い順序でもって、この事業を先に進めたいと思えば、それを先に予算を充てることも可能だということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） また、もう少し勉強して出直してまいります。

先ほどもございましたが、義務づけとか、ひもつきとか、枠づけ、そういう事業というのは、具体的に幸田町においてはどんな事業があったのかという、具体的なものを示していただけるとよく理解できると思うんですが、この1点を先にお願います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 一括交付金、今、議員が言われるように、省庁を超えてというのは、実はまだなっておりません。総務大臣が必死に、原口さんが省庁を超えて一括交付金を地方に、地域主権をやりたいと、こういうことを言っていますが、今やっているのは、農水省は農水省で独自に、それから建設省は建設省で、しかも局の中を四つの局を分けて、河川、住宅、道路、都市局と、昔の、今は都市・地域整備局かな、これをただ表紙だけを一つにして交付金でくれるわけで、その事業の配分は、中は好きなように使ってくださいという形で、2.2兆円、22年度も予算がついたわけですが、23年度の概算要求においても、国土交通省は2.2兆円を今要求しておるわけです。

議員のおっしゃるような、すべての一括交付金がどういうふうになるかと言うと、今までの補助金と違うのは、補助金は箇所づけで一個ずつ事業が採択されてきたわけですけれども、そういったことはされない。

道路だと、6メートルの道路で200メートルつくらないかんよと。今、マスコミで

言っとる、そういうのがなくなると財源が少なくなるというのは、3メートルでも地域で決めたら100メートルでもいいじゃないかと、こういうことになれば、そういう条件が全部撤廃されれば、いろんな形で新たな経済効果が生まれると。

今は、基準どおり、道路舗装はどれだけしてください、幅はどれだけにしてください、歩道は3メートルなければだめですよと、現地は1メートル50しか取れんと、あるいは2メートルしか取れんと、こういったものは採択されませんと、そういったことを、もう地域に一括で上げた場合は変わるということで、それは今まだ制度化されておられませんので、あくまでも基準に合った総額を審査を受けた後に、表紙だけ1枚になって、中身を見ると、全部積み上げが終わっておると、こういう形ですので、これから先の話については、政府はまだ構想段階でありますので、具体策はどこの省庁もおろしておられませんので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 表紙を変えるだけだと、こういう話でございますが、そしてまた今も詰めている段階という話でございます。

例えば、そういう問題が、これから全部廃案になるのかどうかわかりませんが、地方分権による権限移譲というような問題も含めて、将来、そういうことは起きてくる可能性は高いというふうに見ております。

この流れというのは、私のはっきり断言はできませんが、民主党になってから出てきた話ではございませんよね。ずっと以前から、自民党政権のころからずっと永遠と、平成に入ったころからずっと積み上げてきて、こういう問題に至っているというふうに思うわけでございますが、将来、そういう権限移譲というものになったときに、例えば幸田町としては、今の一括交付金の話はちょっとよけます。地方への権限移譲の分権の話に入りますが、そういったときに、地方、特に幸田町とか、愛知県は別にしましても、幸田町へ移譲される、幸田町の権限で国や県の資金で事業を行うというようなものは、どういうものが想定されるのか、想定される範囲で回答をいただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今後の権限移譲の予定でございますが、例えば町及び字の区域の新設等の届け出告示手続、都市計画決定等の事務手続、農地権利移動の許可手続、こういったものが今後の権限移譲の項目として予定されておる項目でございます。

今後、ますますこれ以外にも権限移譲の項目が出てくるというふうには想像ができるわけでございますが、今のところ、そういったものが具体的な移譲項目として予定されております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 大騒ぎしている割には、何だ大した話ではないなという格好でございますが、都市計画の決定事項とか、こういうことになると大きい問題かなと思うんですが、またいろいろな情報等がございましたら、情報として流していただければと思いますが、こういう一括交付金とか地域主権とか、こういう意味について、例えば行政に対して理解を深めようと思っても、言葉の意味がなかなかわかりづらい面があります。

中学生・高校生レベルでわかりやすい言葉に編訳できましたら、また広報等で、市民のレベルアップ、行政に対する関心を深める意味で、そういうPR等をしていただければありがたいと思いますが、一括交付金に関連しまして、ちょっと前に戻って恐縮でございますが、時々空飛ぶ交付金という言葉が出ております。この空飛ぶ交付金というのは、一体どういうものか、具体的な事業名に当てはめて説明ができればしていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 国からの交付金が自治体予算を得ずに直接民間事業者へ交付される補助金等の関係を空飛ぶ交付金というような名称で言うわけですが、具体例としてちょっと今どういったものがあるかはちょっと浮かんでこないわけですが、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） またわかりましたら、雑談でも結構でございますので、教えていただければありがたいと思います。

それから、少しちょっと話が飛びますが、朝方から合併とかいろんな問題が出ておりますが、自立していくにしましても、単独で今何でもやれるわけではございません。いろんな面で手を結んだり、交流をしたり、助け合ったりをしていくということでございますが、今後、幸田町から岡崎・西尾・蒲郡のほうへ、今ある連携ではございません。今の消防広域にしましても、ごみとか、そういう問題ではなくて、そういうもの以外にいろいろ情報交換をしたり手を結んだり連携をして、文化振興にしましても、産業振興にしましても、岡崎とこういうことで手を結んで、こういうブランドで全国に売ったらどうかとか、西尾とか蒲郡とかいろんなところがあると思うんですが、そういう学校教育でも何でも、すべての分野においてそういう連携によって、一人の力よりも二つ合わせた力という意味もありますが、そういう自治体連携について、こういうものはどうだろうというものが職員の中から提案なり上がっているのかどうか、また部長さんたちのクラスでこういうことをというような考えをお持ちのものがございましたら、ぜひ示して、住民としてバックアップをしていきたいと思いますが、いかがでございましょう。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 平成の合併で、幸田町も額田郡1郡1町と、さらには幡豆3町も来春には西尾市への合併をするということになりますと、非常に西三河で町は幸田町だけということになるわけでございます。孤立を恐れず連携をということだろうと思っておりますけれども、近隣とは、そういった情報交換のそういった道は持つておるところでございますが、議員がおっしゃられる産業振興だとか、具体的なイベントの開催だとか、そういったような形での具体的なものは現在のところないという状況でございます。

今後は、そういったことを、相手いかんという面もあるわけですが、そういったものを検討・提案をしていきたいなと思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） わかりました。

話がまた少し飛んでまいりますが、8月13日、中日新聞三河版、「あしたの姿、幸

田町長選2010」の特集がありました。2日間で特集をされました。

この記事がかなり反響がありまして、私の友達とかとコーヒーを飲んだりしますと、あの記事がかなり話題になりましたが、これからの当面、時代により経済もどんどん目まぐるしく変わってまいります、この二、三年の今から見た財政運営の展望はどのように理解なり推測をしているのか、またあしたになれば変わるかもわかりませんが、今時点の展望を示していただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 新聞の記事で、財政運営の展望、二、三年の問題でございますけれども、私もかなりシビアな予測をしております。

今後の景気浮揚、企業の景気浮揚によって大きく左右されるということを非常に考えておりますので、とにかく何かあってはいけない、大きな災害等々があってはいけないということで、かなり基金に積んで用心しなければいけない事態だろうなと思っております。その中で、将来の展望を見きわめながら財政運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） わかったような、わからんような話でございます、ようわかりません。

最後に、住民の人がいろいろ楽しみにしておりますいろいろなイベントがございますが、こういうイベントについて、来年度についてはやっぱり継続していくのか、いや、こういうのはちょっと困っているなというような、そういう行事がございましたら、示していただきたいと思っております。

ことしの夏まつりは「復活してよかった」というような声も聞きます。暑かったですけれども、人出がかなりあったというようなことでございますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） やる、やらないというふれというのはないようにしたいと思っております、従来同様の復活をしてやっていくような考え方を持っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、あす9月14日火曜日午前9時から再開します。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を9月22日水曜日までに提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年9月13日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 内 田 等

議 員 丸 山 千代子